令和 6 年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

［日本高等教育評価機構］

久留米工業大学

目　次

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・　1

Ⅱ. 沿革・・・

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1.　大学の建学の精神と基本理念

・学校法人久留米工業大学（以下「本法人」という。）により設置されている久留米工業大学（以下「本学」という。）は、昭和41(1966)年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。建学の精神を実現するために「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを教育の基本理念としている。「知」とは知識、技術や教養を表し、「情」とは人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靭な意志力、逞しい精神力を表すものである。この「知・情・意」をバランスよく教育し、習得させることによって「人間味豊かな産業人の育成」につながるという考え方に立つものである。

・「知・情・意」について述べれば、「知・情・意」は、本学学園歌の一節に謳われているように「技術の冴え」、「心の花」、「不屈の意志」に通ずるものでもあり、4 年間の大学教育において学生たちは「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことに励み、教員は学生にこれらを習得させるために必要な教育指導を行うことに全ての情熱を捧げることが求められることは言うまでもない。

・令和 3 年度に第３次中期計画（2022～2027 年度）の策定に当たり、少子化や教育改革等の学校を取り巻く環境の変化に対応し得る「新たなビジョン」、及び「新たなビジョン」を達成するためのアクションプランを策定し、本学のあるべき姿を見直した。2027年度を達成目処とした「新たなビジョン」は以下の通りである。

（１）″学生一人ひとりが成長を実感できる″大学

（２）″工学技術で地域に貢献する″大学

（３）″新しい知と技術に向き合う″大学

・現在推進している「2027年ビジョン」および「後期実施計画」に基づく諸施策は、いずれもこの理念の具現化に直結している。第一に、AI・DX時代に即応した教育改革やカリキュラム改善、学習支援体制の強化は、知識と技術を実社会で活用する力を培うものであり、理念の「知」を体現している。第二に、退学防止や学生支援の充実、さらに保護者や地域社会との協働を通じた教育環境の整備は、学生一人ひとりの成長を支え、思いやりや人間的共感を涵養する「情」の実践にほかならない。第三に、地域連携センターを拠点とする産学官との共同研究、社会課題解決型教育の推進、働き方改革や DX を踏まえた教職員の主体的な業務改善の取り組みは、自ら課題を見いだし、責任を持って挑戦する姿勢を育むものであり、まさに「意」の具現化を示している。

以上のように、本学の中期・後期計画に基づく施策は、単なる制度的改善や経営改革にとどまらず、「知・情・意」に基づく教育理念を、教育、研究、地域貢献、大学経営のあらゆる局面において実現していく営みである。これにより、本学は 2027 年ビジョンの達成に向けて邁進するとともに、教育理念を時代に即して発展的に体現する大学としての責務を果たしている。

2.　大学の使命・目的

・本学は、建学の精神に基づき、久留米工業大学学則（以下「学則」という。）第１条において、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基

礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。

・また、大学院では、久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条において、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。

・さらに、工学部各学科の教育研究上の目的を学則第3条の2に、大学院各専攻の人材養成の目的を大学院学則第6条の2において以下のように定めている。

2．1　工学部

(1) 機械システム工学科

・機械工学及びIT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、ものづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科

・自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能などの先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科

・建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科

・情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科

・工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

2．2　大学院工学研究科修士課程

(1) エネルギーシステム工学専攻

・エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、建築環境計画、サステナブル建築構造、リサイクル技術における研究能力、又はエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

(2) 電子情報システム工学専攻

・電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

(3) モビリティシステム工学専攻

・先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。

3. 久留米工業大学の個性・特色

・本学は、久留米工業学園短期大学（昭和 41(1966)年 4 月開設）を前身として、昭和 51(1976)年 4 月、工学部 3 学科（機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科）によって開設された。令和 6(2024)年度は、短期大学開設から 59 年目、大学開設からは 49 年目を迎えている。その間、福岡県南部唯一の理工系大学として、産業人の育成を行ってきた。本学の個性・特色として以下の 5 点が挙げられる。

(1) 全国的にもユニークな特色を持つ学科

・全国的な知名度は決して高くはないが、その教育の質と独自の取り組みにおいて、極めて高い評価を得ている“スニーク（隠れた実力校）”である。その魅力は、単なる就職支援や資格取得にとどまらず、学生一人ひとりの成長を丁寧に支援する環境、ユニークかつ実践的な学科構成、そして最先端技術を取り入れた教育展開にある。大学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」のもと、知識や技能のみならず、協調性・倫理観・創造力を備えた実践的技術者の養成を重視する。これはまさに「ストーリーの、真ん中に。」という久留米工業大学のキャッチコピーに象徴されるものであり、学生一人ひとりが自らの物語の主人公となり、キャンパスでの学びを通して未来を切り拓くことを意味する。

■ ユニークかつ全国的にも注目される学科編成

久留米工業大学では、以下のような全国でも数少ない、もしくは特色ある学科を設置しており、分野横断的・実践的な学びを提供している。

- 機械システム工学科
  最先端のロボット技術や 3D 設計、製造システムを学ぶ実践重視のカリキュラム。
- 交通機械工学科
  自動車・モビリティ分野に特化した全国的にも希少な学科で、カーメカトロニクス、モビリティ DX などに対応。
- 建築・設備工学科
  建築設計と環境設備工学を融合し、持続可能な建築・都市づくりを実践的に学ぶ。
- 情報ネットワーク工学科
  AI・IoT・セキュリティを含む幅広い情報技術を学び、デジタル社会を支える人材を育成。
- 教育創造工学科
  全国的にも珍しい、理工系×教育に特化した学科。工学的視点から教員を目指す学生に対応し、教育現場に即応できるスキルと人間力を育てる。これらの学科は、時代の要請に応えるべく設計されており、「工学」という共通軸を持ちながらも、それぞれが明確な専門性と社会的意義を持っている。

(2) 学生と教職員との距離が近く、きめ細やかな支援が行き届く温かな教育環境

・本学は、工学部の入学定員 320 名、大学院修士課程の入学定員 20 名という小規模な工業大学であり、教職員と学生との距離が近く、温かな雰囲気に包まれた教育環境を有している。教育面においては、少人数セミナーをはじめとする個別指導を重視し、学生一

人ひとりの資質や個性に応じたきめ細やかな指導を入学時より一貫して行っている。さらに、クラブ活動や学園祭、学友会活動、ボランティア活動などの課外活動においては、学生の主体的な参画を促しつつ、教職員がこれを支援する体制を整えており、明朗で活気ある学生生活の中で、人間性豊かな成長が育まれている。

(3) 実践的ものづくり能力の育成

・本学では、実践的な「ものづくり教育」を中心に据え、学生が主体的に課題に挑む環境を充実させている。まずキャンパス内には、平成 21 年 7 月に竣工した「ものづくりセンター」を拠点に、金属旋盤・フライス盤や大型サンドブラスト装置、溶接機、3D プリンター、レーザーカッターなどの先端工作機器が整備されている。この施設は、授業や卒業研究だけでなく、時間外に学生が自主的に取り組むプロジェクトにも開放され、教員・スタッフが丁寧に支援を行うことで、実践スキルの育成を強力に後押ししている。近年は、カリキュラム全体において PBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングを積極的に取り入れ、企業や地域と連携した共同プロジェクトも展開されている。たとえば、地域企業との連携による製品改良提案や、AI・IoT 技術を活用した新たなものづくりの可能性を探る実践型授業などが行われており、実社会との接点を意識した学びを通じて、次代のエンジニアとしての素養が自然と培われている。

(4) 特色ある地域課題解決型教育の実施

・久留米工業大学は、「ものづくり」に根ざした教育の強みを生かし、学生が地域の課題解決に主体的に関わる「地域課題解決型教育」を推進している。少人数・柔軟な教育体制のもと、学生は大学生活の“物語の主人公”として、納得のいく学びを追求することができる。AI 教育の取り組みとしては、まず 1 年次に「AI 概論」、続いて 2 年前期に「AI 活用演習」として、AI の基礎から応用に至る体系的な学びを必修科目で習得する。その上で、地域連携・インターンシップ・ものづくりプロジェクトなど、地元と実践的に関わる授業へと発展させている。特に「地域課題解決型 PBL（Project Based Learning）」においては、自治体や医療、教育、農業などの現場で抱える課題に対し、学科の枠を越えた学生チームが AI を活用して解決に挑む。キュウリの品質評価アプリやストーマ装具選定 AI など、多彩な実践成果が生まれている。この教育プログラムは、文部科学省の認定制度において、私立大学で唯一「リテラシー」と「応用基礎」の両レベルで“プラス認定”を取得した先進的な取り組みであり、日本工学教育賞など多数の教育賞にも選ばれていることから、その質の高さと先見性が広く評価されている。

(5) 就業力の育成

・本学では、特色ある学科編成を基盤に、毎年 90%を超える高い就職率を維持しており、その実績は九州平均や全国平均を安定して上回っている。より質の高いキャリア形成を支援すべく、1 年次から 3 年次の学生を対象とした「就業力育成科目」を必修化し、職業観の涵養、社会・経済・企業動向への理解の深化を図るとともに、コミュニケーション能力や言語運用能力の向上、就職試験対策に至るまで、実践的かつ体系的なキャリア教育を展開している。加えて、専門的な就職支援を担う「キャリアサポートセンター（就職課）」では、学生一人ひとりの進路に寄り添いながら、学科と連携した個別相談、エントリーシートの添削、学内企業説明会、インターンシップ支援などを通じて、多角的かつ充実した支援体制を整えている。1 年次からのキャリア教育をはじめ、企業ニーズに即応した就業力の養成、遠方企業への挑戦を後押しする交通費支援、SPI 模試の実施など、実践的かつ手厚いサポートを展開しており、こうした取り組みにより、学生は自信をもって就職活動に臨むとともに、企業が求める即戦力人材としての能力を着実に育んでいる。

Ⅱ．沿革

昭和 33(1958)年 8 月	学校法人久留米工業学園として設立認可
昭和 39(1964)年 2 月	久留米工業学園短期大学設置を理事会で決定
昭和 41(1966)年 2 月	久留米工業学園短期大学校舎完成（1 号館）
昭和 41(1966)年 4 月	久留米工業学園短期大学を設置 自動車工業科、自動車工業科第 2 部
昭和 41(1966)年 5 月	久留米工業学園短期大学実習場完成
昭和 44(1969)年 4 月	久留米工業学園短期大学 2 号館完成
昭和 45(1970)年 4 月	久留米工業学園短期大学に専攻科自動車工業専攻を設置
昭和 48(1973)年 3 月	久留米工業学園短期大学本館 3 号館完成
昭和 48(1973)年 4 月	久留米工業学園短期大学に設備工学科を設置
昭和 51(1976)年 1 月	法人名を学校法人久留米工業大学に変更
昭和 51(1976)年 4 月	久留米工業大学に工学部を設置 機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科
昭和 52(1977)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車工業専修を設置
昭和 53(1978)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車機械専修を設置
昭和 53(1978)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 20 周年記念式典
昭和 54(1979)年 2 月	久留米工業大学情報処理センター完成

昭和 54(1979)年 6 月	久留米工業学園短期大学を廃止
昭和 60(1985)年 4 月	工学部に電子情報工学科設置
昭和 61(1986)年 5 月	知能工学研究所を開設
平成 4(1992)年 4 月	整備技術教育センター完成（中尾山校舎）
平成 4(1992)年 7 月	本学本館完成
平成 6(1994)年 6 月	実験棟 A、B 完成
平成 6(1994)年 7 月	大学院設置認可申請書提出
平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置 エネルギーシステム工学専攻、電子情報システム工学専攻
平成 13(2001)年 4 月	3 年次編入制度導入
平成 14(2002)年 4 月	工学部に環境共生工学科を設置 機械工学科を機械システム工学科に名称変更 建築設備工学科を建築・設備工学科に名称変更 電子情報工学科を情報ネットワーク工学科に名称変更
平成 15(2003)年 3 月	知能工学研究所を廃止
平成 16(2004)年 6 月	久留米市内大学等単位互換に関する協定締結
平成 16(2004)年 12 月	大韓民国馬山大学との学術交流協定締結
平成 17(2005)年 4 月	工学部の各学科に専攻制導入
平成 17(2005)年 6 月	学校法人久留米工業大学創立 40 周年記念式典

平成 19(2007)年 4 月	工学部に教育創造工学科を設置 工学部の各学科の専攻制をコース制に変更 大学院工学研究科に自動車システム工学専攻設置、創造工房を開設
平成 19(2007)年 5 月	一級自動車整備技術教育センターを開設
平成 19(2007)年 9 月	（財）日本自動車研究所との学術交流協定締結
平成 20(2008)年 8 月	大韓民国永進専門大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 3 月	別科自動車工業専修を廃止
平成 21(2009)年 4 月	地域連携推進室を設置
平成 21(2009)年 4 月	学習支援センターを開設
平成 21(2009)年 6 月	中国瀋陽理工大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 9 月	ものづくりセンターを開設
平成 22(2010)年 10 月	中国瀋陽大学との学術交流協定締結
平成 24(2012)年 4 月	キャリアサポートセンターを開設
平成 25(2013)年 9 月	図書館閲覧室にラーニングコモンズを設置
平成 26(2014)年 3 月	工学部環境共生工学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	学術情報センターを設置（図書館と情報館を統合）
平成 26(2014)年 5 月	国立モンゴル科学技術大学との学術交流協定締結
平成 26(2014)年 7 月	地域連携センターを設置（地域連携推進室とものづくりセンターを統合）

平成 27(2015)年 3 月	100 号館（テクノみらい館）完成
平成 27(2015)年 6 月	タイ国ラジャマンガラ工科大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 6 月	タイ国カセサート大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 50 周年記念式典
平成 27(2015)年 11 月	インテリジェント・モビリティ研究所を開設
平成 28(2016)年 4 月	基幹教育センター設置、IR 推進センター設置
平成 28(2016)年 11 月	インド国ラジャギリ工業技術大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 4 月	羽衣国際大学と包括連携協定締結
平成 29(2017)年 5 月	神奈川工科大学と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 6 月	久留米工業高等専門学校と連携・協力に関する覚書締結
平成 29(2017)年 8 月	中国安徽外国語学院と国際学術交流協定締結 アメリカ合衆国セントラル・ワシントン大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 11 月	久留米大学と大学間連携協定締結
平成 31(2019)年 3 月	航空宇宙実習棟完成
令和 2(2020)年 4 月	AI 応用研究所を開設
令和 4(2022)年 4 月	自動車システム工学専攻をモビリティシステム工学専攻に名称変更
令和 7(2025)年 3 月	200 号館（L ベース）及び交流棟（COM-RIDGE）完成

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的
1-1．使命・目的及び教育研究上の目的の反映
①学内外への周知
②中期的な計画への反映
③三つのポリシ-への反映
④教育研究組織の構成との整合性
⑤変化への対応

（1）1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

（2）1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1－1－①学内外への周知

・本学の建学の精神、教育理念、使命・目的および教育目的は、学則や学生便覧をはじめ、本学ホームページ、大学案内、広報誌「Fan」等に明示しており、教職員はもちろん、在学生、保護者、高校生、卒業生、さらには社会一般に至るまで、すべてのステークホルダーに対して広く周知を図っている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

さらに、本館２階の事務フロアや本館４階ホール、体育館においても、「建学の精神」および「教育理念」を掲示することで、学生や教職員への継続的な意識の浸透を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】久留米工業大学学則第３条の２（教育研究の目的）
【資料 1-1-2】2024 学生便覧（6 ページ）
【資料 1-1-3】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/（大学案内⇒大学概要
⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）
【資料 1-1-4】久留米工業大学 2024 大学案内（43 ページ）
【資料 1-1-5】「Fan」Vol.6 表紙

1－1－②中期的な計画への反映

・本学は、建学の精神に基づき、「第１次実施計画（2013 年度～2018 年度）」および「第 2 次実施計画（2019 年度～2024 年度）の前期計画（2019 年度～2021 年度）」に続き、「第 3 次中期計画（2022 年度～2027 年度）」を策定し、本学の使命・目的および教育目的を中長期的な視点から計画に反映させる取り組みを継続している【資料 1-1-6】
・さらに令和 6 年度には、「第 3 次中期計画」の後期実施計画として位置づけられる令和 7 年度から令和 9 年度までの計画も策定し、これにより中期計画の具体化と継続的な進化を図っている。【資料 1-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-6】第 3 次中期計画（2022 年度～2027 年度）
【資料 1-1-7】「第 3 次中期計画」後期実施計画書

1－1－③三つのポリシ-への反映

・大学の使命・目的を達成するための具体的な方策として、3 つのポリシーを定めている。

1）工学部

［ディプロマ・ポリシー］
・ディプロマ・ポリシーの冒頭には、『本学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、それを実現するために「知・情・意」を教育の理念としています。すなわち大学教育において「知を磨き」、「情を育み」、「意を鍛える」ことにより、深く工学に関する専門の学術を教授、研究し、幅広い教養を身につけた社会人の育成を目的とします。』と記載し、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び学則第 1 条に規定する目的を反映させている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

［カリキュラム・ポリシー］
・カリキュラム・ポリシーの冒頭には、『本学のディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、入学してくる多様な学生に対して共通教育科目、専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講します。』と記載し、建学の精神及び目的を念頭に置いたカリキュラム・ポリシーとしている。【資料 1-1-10】

［アドミッション・ポリシー］
・アドミッション・ポリシーの冒頭には、本学の「建学の精神」に共感した次のような人物を国内外から受け入れますと謳い、「自分で設定・選択したテーマやプロジェクトで、主体的に活動ができ、身近に存在する社会課題に関心があり、その実践的解決に興味がある。また、工学分野に興味があり、工学分野の知識・技術を用いて将来活躍したい人」と求める学生像として示しており、その資質とは、「自分の経験や考えを明確に表現、他者と協働して物事に取り組むことができる」ことが必須で、建学の精神・教育の理念を念頭に置いた内容のアドミッション・ポリシーとなっている。【資料 1-1-11】

2）大学院工学研究科修士課程
［ディプロマ・ポリシー］
・ディプロマ・ポリシーには、「本学の建学の精神、教育理念、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに到達すべき目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（工学）の学位を授与する。」と記載し、また、ディプロマ・ポリシーの各項目が示すとおり、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」、教育の理念である「知・情・意」及び大学院学則第 2 条に規定する目的を念頭に置いた内容となっている。【資料 1-1-12】【資料 1-1-13】

［カリキュラム・ポリシー］
・カリキュラム・ポリシーには、「本学のディプロマ・ポリシーを保証するために、以下のような方針でカリキュラムを構成する。」と記載し、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している。カリキュラム構成の方針は以下のとおりである。
・工学研究科での学修は、学士課程教育での学修効果を踏まえて、より高度な専門性とともに、高い倫理性、他分野に対する幅広い理解を身につけさせる。
・教育課程の編成に当たっては、講義科目、演習科目、実験・実習科目の効果的な連携を図り、基礎から応用まで広い専門知識を身につけさせる。
・学生の主体的・能動的な学修・研究を促す教育・研究活動を行い、その学修成果を多面的に評価し、学修・教育目標を達成させる。また、共通科目として、高度なコミュニケーション能力とグローバリゼーションに対応する人材を育成するために英語教育を行い、国際的視野を身につけさせる。

・副専攻プログラムである「地域課題解決型高度 AI 教育プログラム」として、地域課題解決を見据えた高度な知識および能力（様々な角度から数理・データサイエンス・AI を生かす視点）を身につけさせる。 【資料 1-1-14】

［アドミッション・ポリシー］
・アドミッション・ポリシーの冒頭には、『久留米工業大学は「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神とし、これに基づいて「知・情・意の調和のとれた実践的教育を行う」として本学大学院では、「学部における一般的並びに専門的な学力を持つ人に、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する 職業等に必要な高度な能力を養うことを目的としています。』と記載し、「ものづくりに強い興味を持ち、さらに高度の技術力を身につけて、社会において活躍したいという強い意志を持った人」を求める学生像として示しており、アドミッション・ポリシーは本学の建学の精神及び目的等を反映した内容となっている。【資料 1-1-15】

【エビデンス集・資料編】
【資料 1-1-8】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のディプロマ・ポリシー）
【資料 1-1-9】 久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）
【資料 1-1-10】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のカリキュラム・ポリシー）
【資料 1-1-11】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー）
【資料 1-1-12】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のディプロマ・ポリシー）
【資料 1-1-13】久留米工業大学大学院学則第 2 条（大学院目的）
【資料 1-1-14】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー）
【資料 1-1-15】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー）

1－1－④教育研究組織の構成との整合性
・本学の教育研究上の目的は、学則第 3 条の 2 および大学院学則第 6 条の 2 に定められており、これらの目的を達成するための教育研究組織として、工学部に 5 学科、大学院工学研究科に 3 専攻を設置している。
また、大学設置基準第 6 条第 1 項に定められた要件を満たす組織として、学術情報センター（図書館・情報館）および地域連携センター（地域連携推進室・ものづくりセンター）を設置している。さらに、キャリアサポートセンター、基幹教育センター、インテリジェント・モビリティ研究所、AI 応用研究所などを設け、学生が実践的なものづくりを学ぶ場を提供するとともに、地域における教育・研究の拠点としての役割も担っている。これらの取り組みは、本学の使命・目的および教育目的に適うものであるといえる。なお、本学の組織体制については、「図 1-2-1」に示している。

久留米工業大学
大学院工学研究科
エネルギーシステム工学専攻
電子情報システム工学専攻
モビリティシステム工学専攻
工学部
機械システム工学科
交通機械工学科
建築・設備工学科
情報ネットワーク工学科
教育創造工学科
基幹教育センター
学術情報センター
図書館
情報館
地域連携センター
地域連携推進室
ものづくりセンター
IR推進センター
研究所
インテリジェント・モビリティ研究所
AI応用研究所
事務局
総務課
会計課
施設管理課
教務課
学生課
就職課
入試課
図書館事務室

1－1－⑤変化への対応

・本学では、社会情勢の変化や将来の技術的・産業的ニーズを的確に捉え、柔軟かつ積極的に対応を進めている。その一環として、情報ネットワーク工学科における入学定員の増加を申請した。これは、急速に進展する情報通信技術（ICT）の発展や、Society 5.0 の実現に向けた社会全体の構造的変革に即応するためであり、これからの時代に求められる高度なデジタル人材の育成を強化するものである。政府や産業界においては、AI、IoT、ビッグデータなどを活用した新たな価値創出が重要視されており、こうした動向に呼応する形で本学は教育・研究体制の再構築に取り組んでいる。特に、情報ネットワーク工学科における教育内容の充実と定員増は、地域社会および産業界におけるニーズに応えると同時に、持続可能な社会の実現に貢献し得る人材を育成するための重要な施策である。

・また、これらの取り組みは、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」にも深く根ざしている。技術力だけでなく、豊かな人間性と倫理観を備え、社会課題に対して主体的かつ創造的に関わることのできる人材の育成を目指しており、今後も本学は変化の激しい時代の中で、教育機関としての社会的使命を果たし続けていく所存である。

［基準 1 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

・本学は、建学の精神及び教育理念を学則、学生便覧、大学案内、広報誌、ホームページ等を通じて学内外に周知している。また、中期計画を段階的に策定・実施し、使命・目的を計画的に反映させている。三つのポリシーにおいても理念を明確に反映させ、学部・大学院を通じた一貫性ある教育体系を構築している。さらに、情報ネットワーク工学科の定員増など、社会的要請に即応した教育研究体制の整備を進めており、これらは本学の特色ある取組みである。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・自己点検・評価及び外部評価においては、使命・目的の三つのポリシーや教育組織への反映は評価された一方、その実効性を検証するための具体的な成果指標や評価方法の体系化が十分ではないとの指摘があった。また、社会的要請に対応した組織改編や定員調整の取組みは認められているが、将来の技術革新や地域社会の急速な変化に対して、より先を見据えた持続的な対応策の必要性が課題として挙げられている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・本学は、中期計画後期実施計画において教育・研究成果を客観的に検証する指標の整備を進めている。あわせて、地域課題解決型副専攻プログラムや AI 教育プログラムを導入し、社会的要請に応える教育実践を拡充している。今後は、成果指標の具体化を通じて教育研究の質保証を一層強化するとともに、社会的変化に即応した教育課程編成の機動性を高め、使命・目的の達成度を学修成果や卒業生の進路等を通じて可視化し、学内外に発信していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

（2）2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

・本学における内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 1 条に掲げる本学の目的および使命を踏まえ、学則第 2 条において明確に位置付けられている。すなわち、第 2 条第 1 項では、「本学は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定し、自律的な質保証の実施を定めている。さらに第 2 項では、「前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受ける」とされており、第三者による評価の受審も制度的に組み込まれている。【資料 2-1-1】
・大学院においても、大学院学則第 3 条において、「認証評価については、学則第 2 条の規定を準用する」とされており、学部と同様に内部質保証の方針が適用されている。【資料 2-1-2】
・こうした学則上の規定に加え、本学では「内部質保証に関する基本方針」を策定し、内質保証の全学的な方針および取組の基本的枠組みを明文化している。【資料 2-1-3】
・この基本方針に基づき、内部質保証のための恒常的な組織体制が構築されており、「内部質保証システム体系図」にその全体像が示されている。【資料 2-1-4】
・また、内部質保証に関する責任体制については、「内部質保証に関する基本方針」第 2 条において明確にされており、学長を責任者とし、企画会議を中核とする組織的な運営体制が整備されている。企画会議は、学長の最高諮問機関として位置付けられており、その規程第 2 条には「内部質保証に関する事項」が審議事項として明記されている。議長を学長とすることにより、内部質保証の推進は、学長のリーダーシップのもとで力強く展開されている。【資料 2-1-5】
・以下、企画会議を中心とする内部質保証のための組織体制及び責任体制について説明を行う。

1）中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を行うため、以下のとおり、企画会議の指示に基づき、自己点検・評価委員会が自己点検・評価を行っている。【資料 2-1-6】

ア　企画会議

本学では、学校法人久留米工業大学の中長期計画を踏まえ、企画会議を中核とした大学全体の質保証体制を構築している。企画会議は、本学の中長期計画の策定を担うとともに、当該計画に沿った年度ごとの実施計画を策定し、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を推進している。

毎年度、企画会議は自己点検・評価委員会に対して実施計画に基づく自己点検・評価を指示し、その評価結果に基づき、各学科・各専攻をはじめ、教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会、事務局等（以下「各組織」という。）に対して、具体的な改善指示を行う。これを受けた各組織は、改善方策の検討を行い、その成果は次年度の実施計画へと反映される。
・また、実施計画の進捗状況については大学から法人本部へ報告がなされ、報告内容を踏まえて学校法人全体の中長期計画の見直しが行われる体制となっている。
・さらに、大学全体の改善を中長期的な視点から柔軟かつ円滑に進めるため、企画会議には法人本部より事務局長および監事が構成員として参加し、毎回の会議において意思決定に関与している。

イ　自己点検・評価委員会

本学では、学則第 2 条に基づき、企画会議の下部組織として自己点検・評価委員会を設置している。委員会では、年度ごとに策定された実施計画に基づき、教育・研究・社会貢献をはじめとする諸活動の実施状況について、各組織との緊密な連携のもと、自己点検・

評価を行っている。これには、後述する教育の質保証に関する自己点検・評価の結果も含まれており、これらの成果は総括的に企画会議へ報告される。【資料 2-1-7】

2）教育の質保証
・学科および研究科等においては、いわゆる「3 つのポリシー」を起点とした教育の質保証を推進するため、各学科・各専攻ならびに教育改革推進委員会等、教育に関わる各組織が、年度ごとの実施計画に基づき、自己点検・評価を行っている。これらの点検・評価は、アからウに定める項目に則って実施され、その結果は自己点検・評価委員会へ報告される。【資料 2-1-8】

ア　教育課程
ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づく学位プログラムを策定し、ＰＤＣＡサイクルを用いた教学マネジメントを運用する。

イ　学生の受入れ
アドミッション・ポリシーに基づき、自己点検・評価を行う。

ウ　学生の支援、学修環境
学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応に関する自己点検・評価を行う。

3）学外からの意見を基にした内部質保証
・本学では、学外の視点を取り入れた内部質保証を実現するため、平成 28（2016）年度より、教育研究推進外部評価委員会を設置している。本委員会は、学識経験者をはじめ、久留米市、地元企業、久留米商工会議所等の委員により構成されており、毎年度、大学における教育・研究活動等の改善状況について評価を受けている。【資料 2-1-9】【資料 2-1-10】
・教育研究推進外部評価委員会による評価結果は学長に報告され、その後、企画会議において指摘事項等への対応方針が審議される。さらに、具体的な改善方策については、関係する各組織において検討を重ね、その成果は次年度の実施計画へと的確に反映される。

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-1-1】久留米工業大学学則第 2 条（認証評価）
【資料 2-1-2】久留米工業大学大学院学則第 3 条（認証評価）
【資料 2-1-3】久留米工業大学内部質保証に関する基本方針
【資料 2-1-4】久留米工業大学内部質保証システム体系図
【資料 2-1-5】久留米工業大学企画会議規程
【資料 2-1-6】久留米工業大学自己点検・評価委員会規程
【資料 2-1-7】令和 6 年度久留米工業大学自己点検評価書
【資料 2-1-8】久留米工業大学教育改革推進委員会規程
【資料 2-1-9】久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会規程
【資料 2-1-10】令和 6 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価
①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

（2）2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・第 3 次中期計画における第 3 次前期実施計画の中、今年度は最終年となったため、しっかりと前期を締めくくり、後期実施計画に反映させることが出来た。【資料 2-2-1】

・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は、基準 2-1-①で述べた内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて実施している。以下、実施計画に基づく具体的な自己点検・評価の流れについて、「内部質保証システム体系図」に沿って説明を行う。【資料 2-2-2】

①学長は、自己点検・評価の実施を企画会議に依頼する。
②企画会議は、自己点検・評価実施の方針を基に、自己点検・評価の実施を自己点検・評価委員会に指示する。
③自己点検・評価委員会は、各組織に対して自己点検・評価の実施を指示する。
④各組織は、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
⑤自己点検・評価委員会は、各組織の自己点検・評価を総括し、実施計画の達成状況の評価結果および改善事項を記した自己点検・評価書を企画会議に提出する。
⑥企画会議は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価結果を確認の上、学長に自己点検・評価報告書を提出し、自己点検・評価結果の回答及び改善事項の報告を行う。
⑦学長は、自己点検・評価報告書に基づき、自己点検・評価の検証を行い、各組織に対する改善事項を明確にし、企画会議に対して改善指示を行う。
⑧企画会議は、改善事項を確認の上、各組織に対して、改善の指示を行う。
⑨各組織は、改善事項への対応計画を策定し、企画会議に報告するとともに、次年度の実施計画に反映させる。更に、その実施による改善結果を企画会議に報告する。
⑩企画会議は、各組織が策定した改善計画及び改善結果を学長に報告する。

・また、教育研究推進外部評価委員会による指摘事項等への対応についても具体的な改善方策が関連する組織において検討され、その結果が、企画会議に報告されるとともに、次年度の実施計画に反映される。**【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】**

・以上の PDCA サイクルを恒常的・継続的に実施することにより、3 つのポリシーを起点とする教育の質保証及び中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証を図っている。

・エビデンスに基づく自己点検・評価は、企画会議の指示により、自己点検・評価委員会が、年度毎に行っている。

・自己点検・評価の取り組みについては、各学科や各専攻へ周知し、更に教授会で報告することにより教職員に周知している。

・「自己点検評価書」は、大学ホームページで公開するとともに、教職員全員でその結果を共有している。**【資料 2-2-7】**

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】第３次後期実施計画
【資料 2-2-2】久留米工業大学内部質保証システム体系図
【資料 2-2-3】久留米工業大学自己点検・評価委員会規程
【資料 2-2-4】令和 6 年度自己点検・評価委員会議事録
【資料 2-2-5】令和 5 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

【資料 2-2-6】令和 6 年度第 3 回企画会議議事録
【資料 2-2-7】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒大学評価）

2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

・本学では、平成 28（2016）年度に「IR 推進センター」を設置し、センター長、専任職員 1 名を配置して、IR 活動を行うための体制整備を図っている。【資料 2-2-8】
・IR 推進センターは、学内データの一元化を推進し、教育・研究活動、学修支援、学生募集、就職等に関わる種々のデータ分析を行っている。データ分析結果は、企画会議や教育改革推進委員会等において報告がなされ、教育・研究等の改善のために活用されている。【資料 2-2-9】
・特に教育の質保証に関しては、教育改革推進委員会と IR 推進センターが連携し、アセスメント・ポリシーに沿って、学生による授業評価アンケート、学生学修・生活アンケート、学修成果の到達度についての自己評価アンケート、卒業前アンケート（卒業時アンケート）、卒業生アンケート（既卒生アンケート）、就職先企業調査アンケート等の多岐にわたる分析を行っている。
・IR 推進センターによるデータ分析結果は、IR 推進センター学内用ホームページにて共有し、全教職員への周知を図っている。
・大学の基本情報は、IR 推進センターにおいて、「久留米工業大学 Fact Book」として学外へ公開している。【資料 2-2-10】
・学外の IR 関連の活動として、大学 IR コンソーシアム、大学評価コンソーシアムに加盟し、IR 推進センターにおいて、IR に関する情報収集および研究報告を行っている。
・IR 推進センターにおいて集められたデータは、経年比較が可能なものは全て一元化して保存が行われている。既に学生による授業評価アンケート、学生学修・生活アンケート、学修成果の到達度についての自己評価アンケート等においては、一元化がなされ、教育改革推進委員会等では経年データに基づいた分析報告がなされている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-2-8】久留米工業大学 IR 推進センター規程
【資料 2-2-9】令和 6 年度第 1 回教育改革推進委員会議事録
【資料 2-2-10】久留米工業大学ファクトブック 2023

2-3. 内部質保証の機能性
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）2-3 の自己判定
「基準項目 2-3 を満たしている。」

（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

・本学では、毎年度、「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施しており、シラバス、授業の内容や理解度等に関する質問や自由記述欄を設けているほか、各科目の学修を通じてディプロマポリシーにある資質・能力がどの程度身に付いたのかを学生自身で振り返り自己評価を行う質問項目を設け学生からの意見をカリキュラム改善へ活用する為の改訂を行っている。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果を踏まえ

てフィードバックシートを作成し、学生ニーズを把握し、個々の授業改善に役立てている。【資料 2-3-1】
・平成 30（2018）年度から、各学科・各専攻の学生代表者が参画する「学生・教職員教育改善部会」を設置して、講義（授業内容等に関する）、学生支援（奨学金や課外活動）、施設・設備他について学生の意見・要望を聴取する機会を設け、学修機会の改善に努めている。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】
・全学年を対象とした「学修成果の到達度についての自己評価アンケート」を、google フォームを使って実施した他、卒業・修了予定者を対象とした「卒業前アンケート」も実施している。これらの調査のなかで大学の教育に対する満足度や学修成果等に関する質問を設けており、アンケートの集計結果を IR 推進センターで分析し教育改革推進委員会に報告、学修支援の充実・改善のための検討に活用している。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】
・学生保護者の意見や要望を取入れるため例年各地での保護者懇談会を開催している。令和 6（2024）年度は 9 月に本学を含め 10 会場で個人面談を実施し、学生生活、奨学金、学納金、就職に関する相談窓口も設け対応を行った。【資料 2-3-7】
・心身に関する健康相談については、学生相談室や医務室において、臨床心理士、社会福祉士や看護師が相談業務を行っている。ここで得られた学生の意見や要望は、学生厚生委員会に報告するとともに、各学科のクラス担任、学生課と連携して、要望の把握・対応を行っている。
・経済的支援が必要な学生の意見や要望については、学生課が相談窓口となり、災害等の緊急性を重視するほか学生個々の状況の把握に努め、必要に応じた各種奨学金等の案内を行っている。
・この他に、前述のクラス担任及びオフィスアワーにおける個人面談や学内に応じた各種奨学金等の案内を行っている。
・設置した「KIT かなう箱」および令和 5(2023)年 9 月に開設した「KIT かなう箱（WEB 版）」へ寄せられた学生の意見や要望を聴取して、それに対処している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-3-1】　2024 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果
【資料 2-3-2】　久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則
【資料 2-3-3】　令和 6 年度第 1 回学生・教職員教育改善部会議事録
【資料 2-3-4】　令和 6 年度学修成果の到達度についての自己評価アンケートフォーム
【資料 2-3-5】　2024 年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果
【資料 2-3-6】　令和 6 年度第 1 回教育改革推進委員会議事録
【資料 2-3-7】　令和 6 年度保護者懇談会開催一覧

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
・本学は、学外関係者の多様な視点を教育研究の改善に反映させるため、制度的・継続的な仕組みを整備している。中核は「教育研究推進外部評価委員会」であり、自治体、地域産業界、商工会議所、高等学校長、教育関連機関等から構成し、教育・研究・社会貢献・大学運営に関する意見・評価を受ける体制である。同委員会では、年度の振り返り、教育の現状、地域課題解決型 AI 教育、入学者確保・就職、研究、社会貢献等を議題とし、講評および評価項目別の具体的指摘を受ける。得られた指摘・提案は、内部質保証の責任組織である企画会議において基準別に整理・方針化し、教育・研究・産学連携・国際化の各推進委員会へ展開して具体的改善策の立案・実施につなげ、翌年度の外部評価委員会にて対応状況を最終報告する PDCA を確立している。【資料 2-3-8】
・保護者等からの要望把握のため、例年、全国各地（本学会場を含む）で個別面談形式の保護者懇談会を実施し、学生生活、奨学金、学納金、就職に関する相談への対応とともに、

受け付けた意見・要望を記録・分析の上、教育改革推進委員会等の学内会議体で改善検討に活用している。また、卒業生・修了生アンケートや大学 IR コンソーシアム調査等の外部データも併用し、授業改善、学生支援、広報・入試施策の改善に資するエビデンスとして位置づけている。【資料 2-3-9】
・地域・企業からの技術相談や共同研究等の要望については、地域連携センターを窓口として継続的に受理・コーディネートし、適切な教員の紹介、公開講座・講習の企画、共同のものづくり支援等を通じて解決に当たるとともに、得られたニーズや成果を教育課程（PBL 等）やキャリア支援、研究戦略に還元している。【資料 2-3-10】
これらの取組は、大学評価のページにおいて毎年度の「教育研究推進外部評価委員会報告書」および自己点検評価書として公開し、学外の説明責任を果たしつつ、継続的改善の推進力として機能させている。直近では、2025 年 3 月 6 日に開催した令和 6 年度委員会において、AI 教育の成果可視化、退学防止の強化、研究の底上げ、広報の重点化等に関する提案を受け、学内で方針化し改善を進めている。【資料 2-3-11】

【エビデンス集・資料編】
【資料 2-3-8】令和 6 年度教育研究推進外部評価委員会アンケート
【資料 2-3-9】2024 年度保護者懇談会アンケート
【資料 2-3-10】令和 6 年度技術相談一覧
【資料 2-3-11】令和 6 年度教育研究推進外部評価委員会報告書

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
・まず、3 つのポリシーを起点とする教育の質保証活動と、その結果に基づく、教育の改善の取り組みについて説明する。
・3 つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の活動は、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度毎の実施計画に沿って、自己点検・評価を実施することによって行われ、その結果は自己点検・評価委員会に報告される。教育の内部質保証の PDCA サイクルの詳細は、2-2-①に記したとおりである。【資料 2-3-12】
・なお、3 つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法は、「アセスメント・ポリシー」に定めており、IR 推進センターにおいて、各種データの分析を行い、その結果を教育改革推進委員会において報告し、次年度以降のカリキュラム改善などの活用している。【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】
・政府が示した「AI 戦略 2019」を踏まえて、本学におけるデータサイエンス・AI 教育のあり方や方針を検討し，令和 2(2020)年度入学生より全学必修共通教育科目として「AI 概論」を開講するなどカリキュラムの充実・改善を図った。
・本学大学院においては、大学院研究科運営委員会にて「アセスメント・ポリシー」を定め、大学院研究科委員会にて周知を行い、大学院における 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）に基づいた学修成果の評価及び改善を行っている。
・大学院においても副専攻として「地域課題解決型高度 AI 教育プログラム」を整備し、また「高度 AI コーオプ実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を開講するなど高度情報専門人材育成の充実を図った。・「大学院ポートフォリオ」による学修活動状況調査を実施し、各教育課程の改善に活用している。
・「大学院ポートフォリオ」による学修活動状況調査を実施し、各教育課程の改善に活用している。【資料 2-3-15】
・大学院における各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケートを検証し、科目の改善に活用している。【資料 2-3-16】

・教育課程の改善及び科目の改善により、大学院生本位の教育への転換を進め、大学院の質の保証及び質の向上を図っている。
・令和 2(2020)年度には、大学機関別認証評価を受審し、「評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。」との評価を受けた。
・３つのポリシーを起点とした自己点検・評価の結果は、教育研究推進外部評価委員会において報告するとともに、大学 HP を通して学生や学外関係者に広く公表している。
以上のように、認証評価などの外部質保証の結果を踏まえ、大学全体の改善につなげる仕組みとして企画会議を中心に据えた内部質保証が機能している。

【エビデンス集】
【資料 2-3-12】令和 6 年度事業計画書
【資料 2-3-13】久留米工業大学アセスメント・ポリシー
【資料 2-3-14】久留米工業大学ファクトブック
【資料 2-3-15】大学院ポートフォリオフォーマット
【資料 2-3-16】2024 年度学生による授業評価アンケート用紙（大学院生）

[基準 2 の自己評価]
（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み
・本学は、学則において内部質保証の方針を明確に規定するとともに、「内部質保証に関する基本方針」を策定し、学長を責任者とする恒常的な体制を整備している。企画会議を中核に、自己点検・評価委員会、教育改革推進委員会等が連携し、PDCA サイクルに基づく全学的な改善を実施している点は大きな特色である。
・また、教育研究推進外部評価委員会を設置し、学識経験者、自治体、産業界の意見を継続的に反映している。さらに、IR 推進センターを設置してデータを一元化し、教育・研究・学生支援に関する多面的な分析を実施しており、その成果は企画会議等を通じて学内に共有されている。これらの取組みにより、内部質保証が組織的かつ実効的に機能している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など
・自己点検・評価及び外部評価では、内部質保証体制そのものは適切に整備されていると評価された。一方で、教育改善に結びつく成果指標やエビデンスの提示方法について、より明確な体系化が求められるとの課題が指摘された。また、学生や学外関係者からの意見収集は継続的に行われているものの、これを大学全体の戦略にどう反映させるかについては、さらなる仕組み化が必要である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
・本学は、中期計画後期実施計画において、自己点検・評価の成果指標を明確化し、改善方策を次年度計画に的確に反映させる体制を整備している。また、IR 推進センターによる経年データ分析を拡充し、教育改革推進委員会等における議論を通じて教育課程や学生支援の改善に直結させている。
・今後は、学生・学外関係者の意見をより体系的に集約・分析し、内部質保証の仕組みに確実に組み込むとともに、成果指標の妥当性を検証可能な形で提示することで、教育研究の質保証を一層強化する予定である。さらに、学外発信として「自己点検・評価書」「Fact Book」等の公開を通じて透明性を高め、社会的説明責任を果たしていく。

基準 3. 学生
3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知
②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

（2）3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

・本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体のアドミッション・ポリシー及び学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像や資質及び入学者選抜の基本方針を明示している。

・大学院についても同様に本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学院全体のアドミッション・ポリシー及び専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明示している。

・アドミッション・ポリシーの周知については、受験生、保護者、高等学校及び社会一般に対して、入学試験実施要項、大学院工学研究科入学試験実施要項、本学ホームページ等で明示している。【資料 3-1-1】【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】令和 7(2025)年度入学試験実施要項（1～3 ページ）
【資料 3-1-2】令和 7(2025)大学院工学研究科（修士課程）入学試験実施要項・案内
（1～2 ページ）
【資料 3-1-3】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー）
【資料 3-1-4】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー）

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1）入学者選抜の概要

［工学部］

・令和 7 年度大学入学者選抜において、総合型選抜・学校推薦型選抜において基礎学力テスト、全選抜において志願者本人の記載する資料（ポートフォリオ）を導入する等、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価し選抜を行っている。それぞれの入試区分では次のような評価方法を導入している。

（1）総合型選抜

・プレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取り組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

（2）学校推薦型選抜

・プレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取り組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

（3）一般選抜
・筆記試験の成績を基本とし、高校在学中の学力及びポートフォリオも加え、多面的・総合的に評価している。筆記試験については思考力・判断力・表現力をみるための記述式問題を含めた数学を必須としている。
（4）大学入学共通テスト利用選抜
・大学入学共通テスト試験の成績を基本とし、高校在学中の学力及びポートフォリオも加え、多面的・総合的に評価している。試験教科については数学を必須としている。
（5）外国人留学生選抜
・プレゼンテーション、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。
（6）社会人選抜
・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、基礎学力テストを行い、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。
（7）編入学選抜
・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

［大学院工学研究科修士課程］
・大学院工学研究科修士課程では、次のような入試区分で選抜を行っている。

（1）AO 入試
・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。
（2）推薦入試
・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。
（3）一般入試
・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。
（4）社会人特別選抜入試
・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。
（研究機関、教育機関、企業等に勤務していて入学後もその身分を有し、所属長からの推薦を受けた者を対象とする。）
（5）外国人留学生一般入試
・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

以上のように、工学部・大学院それぞれの入試制度（入学者選抜方針）において、アドミッション・ポリシーに基づいた公正な選抜の実施を行っている。

2）実施体制とその検証

・入学者選抜については、入試委員会規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要の策定を行い、教授会の意見を聴き学長が決定している。【資料 3-1-5】
・入試問題の作成及び採点に当たっては、学長より委嘱された各科目の出題委員及び採点委員が相互に点検を行っている。また、入試問題作成においては入試広報委員長及び入試課長も印刷前に事前点検を行い、ミス防止に努めている。
・入学試験の実施については、各入試制度の実施要項を作成し、事前に担当者と実施に伴う注意事項の連絡等について打ち合わせを行い、体制を整えて実施している。
・入学者選抜の合否判定については、入学試験判定委員会規程に基づき、「入学試験判定委員会」において適切かつ公正な選抜を行っている。【資料 3-1-6】
・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っていくために、毎年度「入試委員会」及び「入学試験判定委員会」において検討を行うとともに、入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査し分析を行う等、入学者選抜の妥当性を検証している。
・入学者選抜のプレゼンテーションおよび面接では、アドミッション・ポリシーに基づいたルーブリック評価を導入している。さらに、全ての入試区分でアドミッション・ポリシーに基づいて志願者本人の記載する資料（ポートフォリオ）を導入し点数化を行い、アドミッション・ポリシーに沿った受け入れの質的強化や周知を図っている。
・アドミッション・ポリシーの周知率が低い場合（特に一般選抜と大学入学共通テスト利用選抜区分）、志願者がアドミッション・ポリシーに対して理解・共感しておらず求める資質を正しく評価できていない可能性がある。そのため、当該入試区分においても、志願者がアドミッション・ポリシーを理解し共感する前提のもとで、入学の目的・意欲等や思考力・判断力・表現力等を正しく評価できるようにポートフォリオの選考方法に導入および点数化している。
・大学院についても同様に、大学院研究科運営委員会規程に基づき、「大学院研究科運営委員会」において適切かつ公正な入学者の受入れを行うとともに併せて検証も行っている。【資料 3-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-5】久留米工業大学入試委員会規程
【資料 3-1-6】久留米工業大学入学試験判定委員会規程
【資料 3-1-7】久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・各学科の適切な学生受入れ数を維持していくために、令和元(2019)年度から、大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に拡充した。学科の入学定員については、社会背景や今後の見通し、DP 等が社会の要請を踏まえているか、受験生の需要、卒業後の進路と受け入れる企業側の需要等の客観的なデータも踏まえ、引き続き見直しに努める。
・定員拡充後の定員充足率は、定員未充足の学科と定員充足率が充足している学科がある等、学科によって違いがある。大学全体としての入学定員充足率は令和 6(2024)年度が 88.4％で、大学全体としての収容定員充足率は、令和 6(2024)年度が 97.2％となっており、令和 6(2024)年度の 18 歳人口減の影響で直近の 5 年間で、初めて入学定員および収容定員を下回る結果となった。【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】
・定員未充足の学科については、コースの改組等、新たな社会ニーズに対応した教育研究体制を検討している。

・収容定員が充足している建築・設備工学科と情報ネットワーク工学科については、教員の配置やクラス分け授業の実施等により、教育上支障のないように配慮している。引き続き入試選抜区分ごとに定員管理の厳格化に努め、収容定員充足率に留意していく。
・近年、情報ネットワーク工学科への需要が高まっていることを受け、令和 5(2023)年度入学者選抜より交通機械工学科の募集定員を 70 名から 60 名へ、情報ネットワーク工学科の募集定員を 80 名から 90 名に変更を行った。更に情報ネットワーク工学科は令和 8(2026)年度においてコースの改変と共に定員を 110 名に変更する認可を申請中であり、社会の需要に対応できるように努めている。
・大学院の志願者数及び入学者数は【データ編・共通基礎様式 3】のとおりで、専攻別の在籍者数の推移は【データ編・表 3-2】のとおりである。過去 5 年間の定員充足率は、専攻によって違いがあるが、大学院全体としての定員充足率は平成 30(2018)年度までは 100％を大きく下回っていた。令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100％を満たしていたが、令和 4(2022)年度は入学定員、収容定員ともに充足できなかった。令和 5(2023)年度及び令和 6(2024)年度は、本学の学部学生に対して大学院進学ガイダンスを行い、大学院進学におけるメリットや進路などを示すことで、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100％を満たした。尚、令和 6(2024)年度においては社会的ニーズに対応して電子情報システム工学専攻の入学定員を 5 名増やしている。【資料 3-1-8】【資料 3-1-10】
・令和 7(2025)年度は更に 10 名の定員増となるため、今後も、大学院進学ガイダンスを行い、学部学生が進学意欲を持って進学することによって、大学院の定員が充足できるように努めていく。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-1-8】認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 3
【データ編・基礎様式 3】と同じ
【資料 3-1-9】学部・学科別在学者数（過去 5 年間）
【資料 3-1-10】研究科・専攻別在学者数（過去 3 年間）

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）3-2 の自己判定
「基準項目 3-2 を満たしている。」

（2）3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・円滑な教職員協働による学修支援を行うために、本学では、事務局各課が各種委員会の事務局となり、委員として参画しており、教員と職員が互いに連携をとりながら教育活動を支援している。
・本学では、全ての学年において、学生一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、クラス担任制を採用し、学生への支援体制を整えている。早期より出席不良の学生を把握するため、前・後期に出欠調査（複数回）を実施。出席不良の学生については、教務課より学生本人及び保護者へ通知の上、クラス担任等による面談を実施している。学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般について相談、指導、助言を行っている。また、本学では kit-portal（学内ポータルサイト）を通して、学生の時間割、成績、出席状況等が確認できる事を保護者に通知している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

・本学では、平成 28（2016）年 4 月に基幹教育センター（以下「本センター」という。）を開設し、多様な学修歴を持つ入学生への初年次教育のサポート及び在学生の学修支援を行っている。平成 30（2018）年度には、本センターを改編し、数理基礎教育部門、学士課程基礎教育（ラーニングコモンズ（LC））部門、数学 IR 部門を置いて学修支援体制を整えている。
・本センターでは、学生への質問対応や試験対策などの個別支援を行っている。また、授業担当教員と連携し、学修に困難が懸念される学生の情報を共有し、学生のセンター利用を促している。具体的には、数理基礎学力の向上として、数学・物理に関するリメディアルを実施している他、専門科目についても、教科担当教員と連携しフォローを実施している。令和 3（2021）年度からは LINE による遠隔指導を取入れた他、予約制による面談指導を実施している。また、センター利用の感想や要望を聞く機会として、ユーザー懇談会も対面形式で実施している。【資料 3-2-3】
・高等学校における理数系科目の履修状況が多様化し、入学者に対して相応の支援が必要な状況であることから、本学では入学前教育を実施している。総合型選抜及び推薦入学予定者は、12 月上旬から入学までの期間、入学前教育を実施。令和 5（2023）年度からは、入学前サキドリプログラム受講者を対象としたオンラインミーティングを開催している他、令和 5（2023）年 3 月には、推薦や総合型合格者の一部を対象とした対面での面談、令和 6（2024）年 3 月には、Web 形式による個別面談（定員制）を実施した。【資料 3-2-4】
・学術情報センター情報館では、教育支援システム（G Suite for education 等）の提供、PC 教室での授業・自習に関する利用支援、PC 教室機器の操作説明、ソフトウェアの基本的な使用方法、学内情報ツールの利用方法などの技術的支援、学内無線 LAN の接続支援や講演会を開催等、担当教員と情報館技術職員が協働して学修支援を行っている。
・新入生に対し、学生課がオリエンテーションを、入学式当日から 4 日間の日程で実施している。入学式当日は、新入生に学科教員の紹介および学科で　使用する主要施設の案内をしている。2 日目から 4 日目は、履修指導、健康診断、大学内施設の説明及び消費生活センターから職員を招いての契約行為に関する講演会、学友会によるガイダンスを実施するなど、4 日間で大学生としての心得を学べるようにしている 。【資料 3-2-5】

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-2-1】令和 6 年度クラス担任一覧
【資料 3-2-2】KIT-Portal 保護者版使い方
【資料 3-2-3】基幹教育センター_ニュース No19、No20
【資料 3-2-4】2023・2024 年度入学前個別ガイダンス実施要項
【資料 3-2-5】オリエンテーション日程表

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実
・本学では、全ての教員にオフィスアワーの時間を設けており、Moodle（Open LMS）や kit-portal にオフィスアワーを明示し、学生の質問・相談などに応じる機会を設けている。実際には、学生の時間割等の関係上、オフィスアワー以外の時間帯での学生相談も多いが、各教員において、面談時間を柔軟に調整するなど、適切な対応を図っている。【資料 3-2-6】
・平成 7（1995）年に大学院が開設され、学修支援の一環として、平成 21（2009）年度からチューター制度、平成 27（2015）年度に教育的補助員（TA）制度を導入して、担当教員とともに、授業及び実習・演習科目の支援を行っている。
・TA 制度の充実を図るため、平成 27（2015）年度に「大学院ティーチング・アシスタント規程」を制定し運用を開始。平成 30（2018）年度から、研修制度を設け必ず研修を受けるよう義務付けている。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

・多様な学修履歴を持つ入学生においては、授業補助として TA を活用し、学力の向上が見受けられた。学修支援の充実を図るため、教員及び TA とともに教育補助としてスチューデント・アシスタント（SA）の活用を行うため、令和元（2019）年度に教務委員会において規程を見直し、運用している。【資料 3-2-9】
・中途退学、休学及び留年への対策については、教務委員会で継続的に審議を行っている他、教授会でも現状の課題共有を図っている。また、今年度新たに学科毎の退学防止策を策定し、改善に努めている。退学事由について、引き金となる要因や施策案などについて IR 推進センターにて検証を行っている。退学者が単位を落としやすい科目を抽出し、改善案を各学科よりヒアリングし、報告を行っている。また、授業ごとに欠席者をリアルタイムで表示させるシステムを構築し、退学の予備軍となる連続欠席者の把握および学内情報共有を行っている。【資料 3-2-10】【資料 3-2-11】
・出欠調査で欠席回数が多い学生については、都度クラス担任が面談をして指導を行っている。学生生活に不安がある場合は、クラス担任、担当職員やスクールカウンセラー等に相談出来る体制を取っている。また、学修に不安がある場合は、基幹教育センターで学修支援ができる体制を取っている。
・平成 30（2018）年度入学生からの「パソコン必携制度」の導入後、100 号館の講義室他でパソコンを使った授業ができるよう Wi-Fi 環境の整備を行っている。【資料 3-2-12】
・障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援のガイドライン」に基づき、一人ひとりの障がいについて、教職員が配慮した環境を整えている。「障がいのある学生の修学支援等希望調査票」に基づき学生相談室の臨床心理士と医務室員の他、令和 3 年度より新たにソーシャルワーカー1 名を新たに配置し学生支援に努めている。その他、学生課にて個人の面談を行い、最善の対応を話し合い、担当学科に連絡を行うことで、情報の共有を行っている。また、入学後の経過については、本人へ医務室員が連絡を取り、現状の確認を行っている。
・令和 5 年度より、障害のある学生に対するカンファレンスを年間 3 期に分け実施（期首・期中・期末）し、関係教職員が集まり配慮内容の見直しの必要性等の意見交換を行っている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-2-6】2024 年度オフィスアワー一覧
【資料 3-2-7】久留米工業大学ティーチング・アシスタント規程
【資料 3-2-8】TA 研修会開催案内（2024 年度）
【資料 3-2-9】久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程
【資料 3-2-10】令和 6 年度第 2 回学科長会議事録
【資料 3-2-11】令和 6 年度第 2 回学科長会資料（科目不可率調査）
【資料 3-2-12】パソコン必携制度のお知らせ

3-3. キャリア支援
①教育課程におけるキャリア教育の実施
②キャリア支援体制の整備
（1）3-3 の自己判定
「基準項目 3-3 を満たしている。」

（2）3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施
・教育課程内では、各学年にキャリア教育に関する科目を設けている。【資料 3-3-1】
・必修科目として、1 年次に「フレッシュマンセミナー」、2 年次に「就業力育成セミナー（機械・交通・建築・教育）」「就業力育成セミナーⅠ（情報）」、3 年次に「就業力

実践演習」「就業力育成セミナーⅡ（情報）」を開講している。また、選択科目として、3 年次以降に「キャリア概論」「就業指導」を開講し、任意に模擬面接や適性テスト及び各種就活セミナー等実践的なプログラムによる、社会における技術者の役割や技術者としての倫理など、社会で求められている技術者としての能力を意識し身に付けられるようにしている。
・1 年次には選択科目として、「文章表現法」を開講し、研究活動や就職活動で必要となる文章読解・文章作成能力を身に付ける機会を設けている。1 年次開講科目を学んだ後、これまでの履修科目を確認した上で、自らの専門領域を決め、2 年次以降の履修計画と学修計画を立案している。
・「就業力実践演習」に関しては 3 年次必修科目であり、自己分析や業界研究など将来に向けてのキャリア支援教育を実施する。【資料 3-3-2】

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-3-1】2024 学生便覧（25～68 ページ）
【資料 3-3-2】令和 6 年度就業力実践演習計画

3-3-②キャリア支援体制の整備
・「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」とも連携しながら、進路開拓、企業説明会の実施、インターンシップ等の運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。【資料 3-3-3】
・教学組織の「キャリアサポートセンター運営委員(教員)」と事務組織の「就職課」が連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。キャリアサポートセンターは、センター長、学科運営委員（副センター長を含む）5 名、就職課は、就職課長、専任職員 2 名、派遣職員 1 名で構成している。教学組織と連携を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。キャリアサポートセンター運営委員会、委員長、各学科の担当教員及び就職課長で構成され定期的な会議を開催し、審議された活動方針を基に学生のキャリア形成支援を行っている。【資料 3-3-4】
・令和 6（2024）年度の各種インターシップ等への参加学生数は、1day 職場体験等を含めて 287 名である。新型コロナ感染症期間を過ぎ受入企業数が増加しており、参加者も増加傾向にある。【資料 3-3-5】
・令和 6（2024）年度は、地元金融機関との連携協定に基づく事業「第 6 回社長のかばん持ち体験」を実施した。今回は、地元企業 5 社に受け入れていただき、学生 5 名が参加した。8 月にビジネスマナー等を含む事前研修、8 月～9 月に 2 日間の体験実習、10 月にプレゼンテーション講習会並びに報告発表に向けた練習会を実施し、11 月に学内において報告会を開催した。【資料 3-3-6】
・令和 6（2024）年度 2 月に「学内合同業界研究セミナー」（対象：学部 3 年・大学院 1 年）を開催した。2 日間の開催であり、全国から 142 社（学生 1 日目 72 名、2 日目 70 名）であり、業界や業種に関する情報収集を行った。【資料 3-3-7】
・令和 6（2024）年度卒業者及び修了者に対する、同年度 4 月～1 月の「単独企業説明会」は参加企業数 320 社であった。
・キャリアサポートセンターに「キャリアカウンセラー」を非常勤として配置し、就職・進学に対する相談・助言に当たっており、就職支援も継続して行っている。令和 6（2024）年度は年間計 54 回を実施し、就職活動に必要な履歴書・エントリーシートの書き方、面接対応、自分に合った仕事の探し方等の学生相談に対応している。延べ 277 名が参加した。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】
・正課外ガイダンスを 3 年次対象として後期に実施している。【資料 3-3-10】
・九州各県行政機関との連携を行い、地元企業の紹介等に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】
【資料 3-3-3】久留米工業大学キャリアサポートセンター規程
【資料 3-3-4】久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程
【資料 3-3-5】令和 4 年度～令和 6 年度のインターンシップ等実績
【資料 3-3-6】社長のかばん持ち体験報告書
【資料 3-3-7】令和 6 年度学内合同業界研究セミナー
【資料 3-3-8】キャリアカウンセラーによる就職活動サポート告知ポスター
【資料 3-3-9】カウンセリング予約表
【資料 3-3-10】後期就職支援セミナースケジュール

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

（1）3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

1）編入学生及び社会人学生への支援状況

・3 年次編入生に対しては、入学時にガイダンスを実施するとともに、個別にクラス担任で履修計画を作成し、履修指導を行っている。他方、社会人学生に対しては、対象学生が少ないことから、必要に応じて個別に当該学科教員や教務課で履修指導を行うなどの対応を行っている。【資料 3-4-1】

・大学院においては、大学院設置基準第 15 条の規定に基づき、社会人特別選抜入試で入学した学生について、長期履修制度を導入している。社会人学生が個々の事情に応じて、無理なく学位が取得できるよう整備したものである。

・大学院の社会人入学生受入れに向けた新たな取組として、遠隔（オンデマンド）形式で受講可能な大学院科目並びに祝日等に社会人学生の論文指導が可能な教員情報を、令和 7（2025）年度大学院入学者選抜実施要項にも記載し、周知を図っている。【資料 3-4-2】

2）学生サービス、厚生補導のための組織

・学生サービス、厚生補導のために、学生課、医務室、学生相談室を設置し、相互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないよう、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。【資料 3-4-3】

・学生生活支援及び厚生補導のための組織として学生厚生委員会を設置しており、毎月 1 回定例の委員会を開催している。学生厚生委員会の構成員、並びに審議事項は、「久留米工業大学学生厚生委員会規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。【資料 3-4-4】

3）学生への経済的支援

・学生課が窓口となり、学生への経済的支援のための奨学金制度を設けている。

・本学独自の「奨学金」については、進学支援奨学金等を設けており、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に困窮度が高く、修学が困難な学生に対し、授業料の全額又は一部相当額を給付し、修学支援を行っている。また、学業成績が特に優秀な学生に対し、学業優秀奨学金を給付している。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

・生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、経済支援育英奨学金制度や授業料減免制度を設けている。【資料 3-4-7】

・「運動特待生」については、大学が指定するクラブに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待できると認められる学生に対し、授業料の全額又は一部の免除を行っている。
・社会で活躍するエンジニア等を目指す女子学生を支援する「女子学生支援奨学金」制度を設けており、多様な経済的支援を行っている。
・本学独自の「奨学金」については、国の修学支援制度の拡充に伴い、令和 8 年度より大幅な改正を行う。
・独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、都道府県、市町村、諸団体奨学金等の奨学金に関しては、学生課による学生の申請等の支援を行っている。
・大学院生については、授業料の 7 割及び 3 割相当額給付となる特別奨学生制度（第 1 種及び第 2 種）を設けている。また、令和 7 年度入学者より学部生時代の業績評価により授業料の 5 割相当額給付となる特別奨学生を新設することとしている。【資料 3-4-8】
・外国人留学生の経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 3-4-9】
・令和 3 年度に学生寮の改修工事をおこない、令和 4 年度から運営を再開している。【資料 3-4-10】【資料 3-4-11】

4）学生の課外活動への支援
・本学には、学生主体となる学友会組織があり、総括として総務委員会が全学生をまとめている。その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。
・学生の課外活動への支援については、現在、33 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「部」「同好会」「愛好会」に分類され、その運営について学生課が指導及び助言を行っている。その加入率は全学生の延べ約 42%となっている。公認クラブには大学から基準に則り、課外活動支援費を支給しているほか、活動施設、部室、備品等を提供している。【資料 3-4-12】【資料 3-4-13】
・経済面における援助に関して、「部」「同好会」「愛好会」には課外活動支援費として、運営費、大会参加費、大会参加交通費、課外活動費を支給している。また、課外活動において優れた成績を示した者又はクラブに対して、課外活動奨励金を支給している。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

5）学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等
・学生の心の問題や生活相談の支援体制として、学則第 56 条に基づき、学生相談室を設置し、週 3 日臨床心理士の資格を有するカウンセラーを 2 名と週 1 日ソーシャルワーカー 1 名を配置し、適切に対応している。【資料 3-4-14】
・学生相談室の利用については、ホームページ、リーフレット及び学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的に開催している。【資料 3-4-15】
・学生相談室の利用状況は、令和 4（2022）年度は 322 件、令和 5(2023)年度 460 件、令和 6（2024）年度は、323 件の実績があった。【資料 3-4-16】
・令和 6（2024）年度より学生相談室の予約状況の可視化と利用者の利便性向上のため、WEB 予約システムを導入したことにより保護者の利用者が大幅に増加した。
・学生の健康管理面の支援体制として、学則第 56 条に基づき医務室を設けている。医務室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止、薬物乱用防止対応等を目的として医師（校医）及び看護師の資格を持つ職員を配置している。【資料 3-4-17】
・医務室の利用状況は、令和 4（2022）年度は 615 件、令和 5(2023)年度 1,302 件、令和 6（2024）年度 1,952 件と活発な学生活動を示す実績があった。【資料 3-4-18】
・学生の健康管理として、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、時節に応じて「医務室だより」を発行し、一

年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信して個々の健康管理に対する啓発活動を行い、医務室による健康相談も実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。【資料 3-4-19】【資料 3-4-20】

6）ハラスメント防止のための取組み

・学生のハラスメントに対応するために「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。また、ハラスメントに関する相談窓口として、教職員による「ハラスメント相談員」を配置し、いつでも相談できる体制を整えている。【資料 3-4-21】【資料 3-4-22】【資料 3-4-23】

7）留学生への支援状況

・外国人留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成、新入生及び在学生に配布するとともに、4 月に留学生オリエンテーションを実施した。【資料 3-4-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】令和 6 年度新入生オリエンテーション日程表
【資料 3-4-2】令和 7（2025）年度大学院入学者選抜実施要項
【資料 3-4-3】学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）
【資料 3-4-4】久留米工業大学学生厚生委員会規程
【資料 3-4-5】久留米工業大学奨学金規程
【資料 3-4-6】久留米工業大学奨学金に関する細則
【資料 3-4-7】久留米工業大学授業料減免に関する規程
【資料 3-4-8】久留米工業大学院特別奨学生規程
【資料 3-4-9】外国人留学生入学金及び授業料減免に関する内規
【資料 3-4-10】久留米工業大学学生寮規程
【資料 3-4-11】久留米工業大学学生寮に関する細則
【資料 3-4-12】久留米工業大学学友会会則
【資料 3-4-13】久留米工業大学学友会組織図
【資料 3-4-14】久留米工業大学学則第 56 条（福利厚生、補導施設）
【資料 3-4-15】久留米工業大学学生相談室規程
【資料 3-4-16】2024 年度学生相談室利用状況一覧
【資料 3-4-17】久留米工業大学医務室管理規程
【資料 3-4-18】2024 年度医務室利用状況一覧
【資料 3-4-19】2024 年度学生定期健康診断の実施について
【資料 3-4-20】2024 年度医務室ニュース
【資料 3-4-21】学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
【資料 3-4-22】久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
【資料 3-4-23】久留米工業大学ハラスメント相談室規程
【資料 3-4-24】久留米工業大学留学生ガイドブック

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

（1）3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

（2）3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1）校地・校舎等

・本学の本校舎（向野キャンパス）は、福岡県久留米市上津町 2228 の 66 番地に位置する。近隣に所有する中尾山キャンパス（同市上津町 2192）も交通機械工学科の一部授業において利用していたが、学生の安全確保と施設管理の効率化のため令和元（2019 年）度末に向野キャンパスで全科目を実施することとし、施設集約化を達成した。

・本学は久留米市の南部に属し、JR 鹿児島本線久留米駅からバスで約 30 分、西鉄天神大牟田線久留米駅からバスで約 20 分、また九州自動車道路広川 IC からは車で約 5 分。九州の大動脈である、JR 本線（九州新幹線、鹿児島本線、長崎本線、久大本線）や高速道路（九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車）のハブ的な位置に属しており、九州各県から交通の利便性に優れている。

・本学の校地面積（81,264 ㎡）及び校舎面積（30,212 ㎡）は、大学設置基準（校地面積 13,200 ㎡、校舎面積 17,255 ㎡）を上回り、十分な校地面積及び校舎面積を満たしている。

・その中で構内には、講義室や実習室、ゼミ室、教員研究室等の校舎や、学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置している。また、県外の学生も多く在籍しており、キャンパスに隣接した学生寮（5 階建/男子専用/54 名入寮可能）を完備し、生活面でサポートしている。

2）学習環境の整備と管理運営

・「キャンパス整備事業計画」に基づいて、施設・設備等の整備及び管理を行っている。本学では『人と建物を繋ぐ』をコンセプトとし、最先端の知と技術を学ぶ学生主体の教育、学修、コミュニケーション施設を目的とした「交流棟」及び「200 号館」が令和 6（2024）年 4 月より建設工事を着工。令和 7（2025）年 3 月に完成し 7 月より共用を開始予定である。

・交流棟（COM‐RIDGE）は建築・設備工学科を設置している本学において、現代の構築物の象徴として機能・意匠に拘り、学生のコミュニケーションを繋げると同時に、校舎同士を繋げる建物としてデザインしている。交流棟内は学生の学習・研究を促進するため、自由に使用できるグループワーキングスペースや個別でも使用できるワーキングスペースを設置している。その他にカフェを設置し、学生が寛げる場所として提供している。また、建物全体が螺旋状 2 階建ての構造で通路がスロープ状になっているので、バリアフリーとしても十分な機能を完備し、他の建物（100 号館、200 号館、3 号館、5 号館）の中心となり渡り廊下で繋ぎ、車椅子での移動が可能である。

・200 号館（L ベース）は外壁の一部にスクールカラーの「茜」色を用い、学習・研究を中心とした建物であり、AI 応用研究所、製図室、中・小講義室、会議室、教員の研究室等を設置している。建物内施設は各学科共有で使用可能である。

・既存の建物の中で本学のシンボルである 100 号館（テクノ未来館）は、環境技術を最大限導入し、それを体験・実践できる施設である。太陽光発電や風力発電など、クリーンエネルギーを活用した省エネ技術を導入。また、壁や天井など、普段では見ることができない内部の建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が身近な教材として活用している。

・本学の建物や施設・設備の管理は施設管理課が主体となり、教職員と連携し維持・管理を行っている。また、電気設備、電話回線（学内 LAN）、エレベーター設備、消防設備、水質検査など法的な保守点検業務のほかに、学内の警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理

業務など、完全な保守管理を専門業者に委託し維持・管理を行い、学生が安全に安心して教育を受けることができるよう、日々環境衛生や安全確保に努めている。

3）授業を行う学生数の適切な管理

・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 20 名と、極めて小規模な大学であるため、学内での演習や実験等は、実質的な少人数対応となっているものがほとんどであり、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。【資料 3-5-1】
・講義科目のうち必修科目については、学科・学年単位で実施されるものがほとんどであり、必要に応じて各学科教員がサポートに入っている。
・1 年次の物理と数学、コンピュータリテラシーに関しては、新入生オリエンテーション期間中にクラス分け調査テスト（プレスメントテスト）を実施し、習熟度別のクラス編成を行っている。
・学科混成のクラス編成とする共通教育科目については、複数の科目を当該セメスターの同一曜日・時限に開講するとともに、同一科目を複数のセメスターに配当するなどして履修者の分散を図っている他、クラスの増設も認めている。

4）情報サービス施設

・本学では専門科目の講義及びゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内ネットワークの管理運営を学術情報センター（情報館）が行っている。【資料 3-5-2】
・学生・教職員へのサポートとしては、学術情報センター（情報館）の情報システム管理室にヘルプデスクを配置。平日 8 時 30 分から 19 時まで教育支援システムの利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。
・有線 LAN を全ての研究室、無線 LAN アクセスポイントを学内教室全てに設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレット端末での Wi-Fi 利用も可能となっている。
・2023 年度に専門基礎教育（421 講義室）、専門教育（411 講義室、422 講義室）を実施するのに必要な ICT 環境を学術情報センターに整備。422 講義室は、主に大学院の授業等で使用する。
・学生が随時利用できる PC（ワークステーション等）としては、160 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集などに有効利用されている。また高度な解析、設計が可能な専門教育用ソフトウェア CAD、MATLAB、Mathematica）を用意し学修支援環境が整備されている。
・コンピュータ教室として運用していた 612 教室は 2023 年度にデスクトップ PC を撤去し、必携 PC（BYOD：Bring Your Own Device）用の教室として Wi-Fi 環境及びプロジェクタ、中間モニタ、持込用 PC 電源を備えた学修環境を整備した。
・学生支援の一環として、一部の資格試験において CBT（Computer Based Testing)試験を情報館で行っており、受験機会の向上、学修意欲の促進が図られている。
・令和 2（2020）年度前期からは新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン講義のサポートをするため LMS（学習管理システム：Learning Management System「Open LMS」）を、遠隔授業関連の補助金を活用して、整備し Zoom 等を組合わせた遠隔授業・共同授業の実施が可能な状況としている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】2024 年度教室使用状況・受講者数一覧
【資料 3-5-2】大学ホームページ
https://www.kurume-it.ac.jp/AMC/it_info.html

（施設設備⇒学術情報センター（図書館・情報館）⇒情報センター）

3-5-②図書館の有効活用

・学術情報センター（図書館）は、2 階建（書庫は、3 階建）総面積 2,544 ㎡に書庫、学習室を兼ねた閲覧室、ブラウジングコーナーを配置している。AV コーナーを配置した 1 階は、学生ラウンジを兼ねたフリースペースとして学生に開放している。開館時間は、授業期間中は平日 8 時 40 分から 18 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）とし、春季・夏季・冬季休暇中は平日 8 時 40 分から 16 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）としている。【資料 3-5-3】

・図書館情報システムを備え、OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）による文献資料検索用の端末 4 台を配備し、Web 検索用のノート PC2 台を貸出用に配備している。学習室を兼ねた閲覧室には充電用電源を備えた個人ブース式の机 36 席、グループ学習用の机 8 台（48 席）を設置している。ブラウジングコーナーには可動式テーブル 4 台、椅子 20 脚、ホワイトボード 2 台を配備している。1 階のフリースペースを含め全館、Wi-Fi の利用が可能であり、PC、タブレットによる自主学習や電子書籍の閲覧も可能である。

・職員は、学術情報センター長（副学長）、図書館事務室長、スタッフとして司書資格を有する正規職員 1 名、派遣職員 2 名、で業務にあたり、17 時から 18 時 50 分の時間帯は、ワークスタディの学生を 1 名配備し、館内整備、資料整理などに当たっている。

・本学図書館の蔵書約 11 万冊及び約 100 種におよぶ雑誌は、OPAC による資料検索が可能である。

・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌(専門誌)については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加し、契約 27 タイトルのうち 22 タイトルを電子ジャーナルに移行している。

・電子書籍についても学生の PC 必携化に伴い、更に、充実するよう検討を進めている。また、加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えた。

・蔵書データは、国立情報学研究所（NII）の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録し、NACSIS－ILL を利用した相互貸借、文献複写のサービスを行っている。

・ホームページは、利用案内、OPAC による蔵書検索、研究報告の機関リポジトリを広く学内外に公開しており、学生、教職員への電子書籍や学術論文誌への入口の役割も担っている。

・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌等については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加しており、契約する外国雑誌の大半が電子ジャーナルである。

・文献検索サービスとして加除式の JIS（日本工業規格）を令和元(2019)年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えたほか日経 BP 記事検索サービスや JdreamⅢ等、文献検索サービスも導入している。

・「久留米工業大学学術機関リポジトリ」は、本学の教育・研究活動の成果物を蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会への貢献を果たすものとして平成 29(2017)年から国立情報学研究所の JAIRO Cloud を利用して本学が発刊する「久留米工業大学研究報告」NO.17（1993）以降に掲載した論文等を公開している。【資料 3-5-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-3】大学ホームページ http://www.kurume-it.ac.jp/

（施設・設備⇒学術情報センター（図書館））

【資料 3-5-4】久留米工業大学学術機関リポジトリ
(https://kurumeit.repo.nii.ac.jp/?page=1&size=20&sort=controlnumber)

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

・本学では国の規定による建物の耐震調査を行い、その結果規定に満たない建物については改修工事を実施した。令和 2（2020）年度全ての改修工事を終了し、耐震化率 100%となる。また、非構造部材についても耐震調査を終了し、中長期実施計画に基づき優先順により改修工事を順次進めている。

・令和 7（2025）年 3 月に完成した「交流棟」「200 号館」及び 100 号館に関しては、エレベーター、多目的トイレなど、障がいを持った方も支障なく利用できるバリアフリー化を目的とした施設である。また 100 号館の玄関前に障がい者専用駐車場を設置し、100 号館、200 号館、交流棟の全てが車椅子で移動可能な建物となっており、利便性に配慮した取り組みを行っている。その他の建物については、建物玄関のスロープ設置や和式トイレから洋式トイレへの入替えなど、優先順位を考慮したうえでバリアフリー化に取り組んでいる。

・キャンパス整備計画に基づき、現在、学生や教員が使用する教室・講義室、実験室、実習室など、国が促進する施設内の照明設備の省エネルギー（LED）化の『エコキャンパス推進事業』及び酷暑に対応する空調設備工事などの『施設環境改善整備事業』に取り組んでいる。

［基準 3 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

・就業力実践演習により、学生の就職活動の意識向上が、卒業時の就職内定率につながっている。

・建学の精神及び教育理念に基づき、大学・大学院それぞれでアドミッション・ポリシーを策定し、入試要項やホームページ等を通じて受験生、保護者、高等学校、社会一般に周知している。入学者選抜においては、「学力の３要素」を多面的・総合的に評価する方式を導入し、総合型選抜・推薦型選抜ではプレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストを組み合わせた総合的評価を行っている。また、全ての入試区分においてポートフォリオを導入し、アドミッション・ポリシーに沿った質的な選抜を実施している。

・大学院においても、入試区分ごとにプレゼンテーション、面接、筆記試験等を組み合わせた選抜を行い、アドミッション・ポリシーに基づく適切な学生受入れを行ってる。入試委員会、入学試験判定委員会、大学院研究科運営委員会を設置し、公正性と妥当性を確保している点は特色である。

・学生定員の管理については、社会的要請や受験動向を踏まえて適切に調整しており、近年は情報ネットワーク工学科の需要増に対応して定員増を行い、今後も改組を予定している。大学院についても、進学ガイダンスの実施等により定員充足率の改善が図られている。

・学修支援体制については、教員と職員の協働による委員会運営、クラス担任制の導入、基幹教育センターによるリメディアル教育、個別指導、オンライン支援等を整備している。入学前教育や新入生オリエンテーションの実施により、高大接続から入学後の学修定着まで一貫した支援を行っている。さらに、TA 制度・SA 制度を導入し、大学院生や学部生が教育補助として授業・実習支援に関与することで、学修支援の充実が図られている。特に、TA については研修制度を義務化し、教育的補助員としての役割を明確化している点は特色ある取組みである。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・学生自身の文章力やコミュニケーション力について企業より身に付けてほしい要望があり、今後の検討課題である。

・新入生アンケートの結果、アドミッション・ポリシーの周知については、入学者全体では95%以上が知っていたとの結果が得られているが、一般選抜による入学者に限ると認知度は90%をやや下回っており、十分に浸透していない可能性が指摘される。

また、学科ごとの入学定員充足率にばらつきがあり、特に機械システム工学科および交通機械工学科では定員未充足が課題となっている。

・学修支援については、基幹教育センターや TA 制度等による支援が一定の成果を挙げているが、理数系科目の学修歴多様化や ICT 活用教育の拡充など、学生の学修多様性に一層対応する必要があるとの課題がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・インターンシップ等に関する支援に関しては、学生の参加者数増加の方策を検討していく。

・アドミッション・ポリシーの周知については、全入試区分でポートフォリオ評価を導入し、志願者がポリシーを理解・共感する仕組みを整備している。定員管理については、社会的需要を踏まえた学科改組・定員調整を進め、引き続き充足率の改善に努める。大学院については進学ガイダンスを継続し、安定した入学者確保を図る。

・学修支援については、基幹教育センターを中心に学修データの分析と指導の高度化を図り、TA・SA制度のさらなる活用を進める。今後は、オンライン支援や個別相談体制を強化し、多様な学修背景を持つ学生に対応した教育支援を充実させる予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

・ディプロマ・ポリシー策定に当たっては、本学の建学の精神並びに教育目的に基づき、人材の育成に関する教育目的を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。

・本学では、従前より３つのポリシーを策定し公表していたが、学校教育法施行規則の一部改正（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）に伴い見直しを、平成 28（2016）年度に行った。

・見直しに当たっては、学則第 1 条及び大学院学則第 2 条に定める使命・目的、学則第 3 条の 2 に定める教育研究の目的及び大学院学則第 6 条の 2 に定める人材育成の目的等を踏まえ、3 つのポリシーについて、一貫性をもって策定した。新たな３つのポリシーは、平成 29（2017）年 4 月より大学ホームページにて公表。毎年度、学生や教職員等に配布する学生便覧、学生募集要項に記載し、周知を図っている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1）工学部

・各学科のシラバスには、授業科目とディプロマ・ポリシーに記載された「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」の 4 領域との関連性を明確に示している。科目の担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習及び実技を進め、学則第 14 条（単位の授与及び認定）に則り単位を認定している。また、成績をどのような方法で評価するかについては 、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」として定期試験やレポート、受講態度などの割合を明記し学生に周知している。
・成績評価の基準は、学生便覧の「教育課程の成績・GPA」にも掲載し、学生に示している。
・進級基準については、2 年次から 3 年次へ進級する際に進級要件単位数（60 単位以上）を定めている。その内容は学修の手引や学生便覧に掲載しており、学内外に周知している。
・令和 4（2022）年度入学生より、新たに卒業研究着手要件を設け、その内容は学修の手引きや学生便覧に掲載し、学内外に周知している。
・卒業認定に関しては、学則第 18 条（卒業の要件）、第 19 条（課程修了の認定及び卒業）で規定している。
・単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準は、いずれも学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。【資料 4-1-3】
・工学部の単位の認定、進級・卒業要件については、学則及び「工学部履修規則」に定められており、進級判定、卒業判定は教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

2）大学院工学研究科修士課程

・大学院工学研究科及び各専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則と大学院履修規則に定めている。その内容は学生便覧及び大学ホームページに掲載しており、学内外に周知している。また、シラバスに各科目の担当者が「成績評価の方法・基準」を明記し学生に周知している。【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-9】
・工学研究科の単位の認定、修了要件については、大学院学則に定められており、課程の修了及び学位の授与は大学院研究科運営委員会において審議し、大学院研究科委員会の意見を聴き、学長が決定している。【資料 4-1-7】

3）成績評価

・「学校教育法施行規則」の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の法令に準拠して以下のとおり適用している。
・単位認定基準については、年間履修登録単位数の上限、GPA(Grade Point Average)などの成績評価の活用、成績評価の公平性のため、諸規程や制度で定めている。

（工学部）

・単位の認定は、工学部履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組み合わせて多面的に評価している。
・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に周知している。
・平成 30(2018)年度から卒業研究でルーブリック評価法を導入している。

・授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを工学部履修規則に規定している。
・各セメスターの期末に定期試験を行い、やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験などの結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。
・成績の評価は 100 点満点とし、秀（90 点以上）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、D（59 点以下）の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする（学則第 16 条）。それぞれの評価の意味は、「秀：特に優れた成績」「優：優れた成績」「良： 妥当と認められる成績」「可：合格と認められる最低限度の成績」「D：合格と認められる 最低限度の成績に達していないが、当該セメスター内に再試験受験後、再評価される」としている。
・指導を受ける事により卒業もしくは進級が可能になる状況にある場合に、学科長及び科目担当教員の判断により実施される「特別指導」を、工学部履修規則第 18 条にあらたに明記した。
・成績評価についても本試験成績発表後 5 日間、追・再試験成績発表後 3 日間の「不服申し立て」期間を設けている。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

（大学院工学研究科修士課程）
・単位認定については、大学院履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。
・授業科目の学修結果の評価方法は授業科目により異なり、授業内容に応じて、レポート、筆記試験などを組み合わせて多面的に評価している。
・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、また初回の授業で説明し、学生に周知している。

4）卒業認定基準・修了認定基準
（工学部）
・卒業認定基準は学則及び工学部履修規則に定めている。卒業の要件は学則第 18 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、単位数 124 単位以上を修得しなければならない。」と定め、卒業に必要な単位数は工学部履修規則に定めている。【4-1-6】

（大学院工学研究科修士課程）
・大学院の修了認定基準は大学院学則及び大学院履修規則に定めている。修了の要件は大学院学則第14条に「修士課程の修了は、研究科に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。【4-1-7】【4-1-12】【4-1-13】
・新たな学位論文審査基準を令和元年(2019)年度に大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）、第 9 条（修士論文審査委員会）に定め、これらの手続きにより審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。

5）成績の通知
・成績評価結果は、Web ポータルシステムを介してセメスターごとに学生及び保護者が確認出来るようにしている。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談などにおいてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に 学生の了解を得た上で実施している。令和5年度よりKIT-Portal（学内ポータルサイト）に保護者向けページを設け成績等を確認できるサービスを開始した。学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させ

るよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外にセメスターごとの GPA を算出し、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、工学部履修規則第 13 条の 3 に基づき、各学年修了時における GPA が 1.0 未満の場合は修学指導を行い、改善が見られない場合は退学勧告を行う場合があるとしている。他方、GPA の優秀な学生は、CAP 制度（令和 4 年度入学生より各学年の履修等登録単位数の上限を半期 28 単位、通年 45 単位とする）にて成績優秀者（直近 1 年間の成績発表時における GPA が 3.00 以上の者）については、令和元(2019)年度からこの単位数を 4 単位引き上げた。 【4-1-14】【4-1-15】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】大学ホームページ
https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_kengaku.html
(大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)
【資料 4-1-2】2024 学生便覧（15～19 ページ）
【資料 4-1-3】2024 学生便覧（75～79 ページ）
【資料 4-1-4】久留米工業大学学則第 14 条（単位の授与及び認定）
【資料 4-1-5】久留米工業大学工学部履修規則第 6 条（卒業に必要な単位数）
【資料 4-1-6】久留米工業大学大学院学則第 13 条（単位の認定、試験時期及び学習の評価）
【資料 4-1-7】久留米工業大学大学院学則第 14 条（課程の修了）
【資料 4-1-8】久留米工業大学大学院学則第 15 条（学位及び学位の授与）
【資料 4-1-9】2024 シラバス（大学院）
【資料 4-1-10】2024 学生便覧（75～77 ページ）
【資料 4-1-11】久留米工業大学工学部履修規則第 18 条（特別指導）
【資料 4-1-12】久留米工業大学大学院履修規則第 9 条（修士論文審査委員会）
【資料 4-1-13】久留米工業大学大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）
【資料 4-1-14】久留米工業大学工学部履修規則第 13 条の 3（修学指導及び退学勧告）
【資料 4-1-15】久留米工業大学工学部履修規則第 13 条の 2（GPA）

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
④教養教育の実施
⑤教授方法の工夫と効果的な実施

（1）4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

（2）4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・「建学の精神」「教育理念」を達成するために、学則に定めている教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえカリキュラム・ポリシーを策定した。カリキュラム・ポリシーには、「教育内容」「教育方法」「学修評価」を定めており、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】
・大学院も同様に、大学院学則に定めている大学院目的と大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、工学部と同様に学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-2-1】久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）
【資料 4-2-2】2024 学生便覧（9～14 ページ）
【資料 4-2-3】大学ホームページ
https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html
(大学案内⇒大学概要⇒３つのポリシー)

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・カリキュラム・ポリシーを策定するに当り、以下のようにディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれるよう十分に留意している。具体的には、ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・理解」にある「技術者に求められる幅広い教養および工学の基礎知識を身につけている」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「技術者として求められる幅広い教養と工学分野の基礎知識の修得を目的として、人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育を共通教育科目として編成する」とした「教育内容」の方針を定めている他、ディプロマ・ポリシーで定めた「思考・判断」にある「自然科学の知識や工学分野の専門知識を活用し、課題解決のための適切な方策を講じることができる。」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「地域課題解決に資する AI・数理データサイエンスのリテラシー並びに応用基礎的な知識および技能の修得を目的として、「数学・統計学基礎」「AI 概論」「AI 活用演習」「AI 実践プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を全学で実施する。」とした「教育内容」の改善を図った。同様に、ディプロマ・ポリシーで定めた「技能・表現」にある「言語力、コミュニケーション力およびプレゼンテーション力等の技能を身につけ、社会の多様な人々と協働することができる。」ことができるようカリキュラム・ポリシーにおいて「演習や実験等の科目では、アクティブラーニングを取入れた教育方法で授業を行う。」とした「教育方法」の方針を定める等、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力を実現を図るため一貫性をもったカリキュラム・ポリシーを策定している。また、その一貫性を検証し、改善につなげていくためのカリキュラム・ポリシーの「学修評価」において「卒業研究はルーブリック等によって総合的に評価する」ことを定めている。
・大学院においてもディプロマ・ポリシーを保証するため、大学院全体の方針を基に各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定しディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。【資料 4-2-4】

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-2-4】2024 学生便覧（9～19 ページ）

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の教育課程は、学則 9 条に基づき共通教育科目と専門教育科目の 2 系統に大別される。前者については人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の 5 系統で編成し、後者については学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の 3 系統で編成している。【資料 4-2-5】
・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へつながる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。
・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、実験実習に比重を置くことによって興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人

材育成を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に 2、3 の教育コースを設けることよって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成 を目標としている。
・これらの教育課程がどのように配置されているか順次制のある体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し学生便覧に掲載している。また、「科目ナンバリング」についても導入案を教務委員会で審議し、次年度より導入する事としている。さらに、当該年度に開講される授業科目のシラバスを作成し関連科目として事前若しくは事後につながる科目を記載することによって、更に系統性が分かるようにしている。シラバスについては、シラバス委員会によって作成要領を作成し教員へ周知を図り、シラバス委員が記載内容について 適正かをシラバスチェックシートにより確認し、不適当な個所については科目担当者に 加筆・修正の指導を行い、シラバス委員会において最終審査を行っている。令和 6 年度シラバスより新たに導入した教学システム機能に移行している。令和 5 年度以前のシラバスについては、旧 Web シラバスシステムより閲覧ができるようにしている。【資料 4-2-6】【資料 4-2-7】
・大学院の教育課程においても、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に編成している。また体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し、学生便覧に掲載している。【資料 4-2-8】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-5】2024 学生便覧（9～10 ページ）
【資料 4-2-6】シラバス作成要領（2024 年度版）
【資料 4-2-7】大学ホームページ（TOP⇒シラバス検索　2024 年度以降はこちら）
https://www.kurume-it.ac.jp/
【資料 4-2-8】2024 学生便覧（94、96、98 ページ）

4-2-④教養教育の実施

・本学では、教養教育として共通教育科による「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の 5 系統の教育を図 4－2-1 で示す共通教育運営委員会により実施管理している。これらの科目を入学初年次から 4 年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。特に「自然科学」では、多様な学修履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「数学」と「物理学」に関しては入学直後に実施する学力検査により、個々の学生の学力に応じた丁寧な教育を行っている。それにより全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。令和 3(2021)年度より数学に関しては「AI・データサイエンス教育」との連携をより深めるため科目内容を改め、科目名称を「数学・統計学基礎」と変更する改善を行ない、基幹教育センターが中心となって数学と物理学の教員を配置し、基礎学力が不十分な学生の指導を行っている。また、令和 4(2022)年度より各学科の専門教育科目から共通教育科目へ移動した「コンピュータリテラシー」は、それぞれ学科独自のカリキュラムで運営されていたが、教育の質保証や学科横断で行う科目において効率的教育を行うため、全学科統一化と習熟度別編成で行っている。
・令和 5 年度入学生より、文理横断型カリキュラム構築のため、人文社会系科目の見直しを行い、選択必修科目化や新規科目として「コミュニケーションの心理学」「ディベート実践」「地域課題解決実践」を開講している。
・社会貢献を通じて人間性を育むボランティア活動について、「自主活動Ⅰ」（ 90 時間以上の場合は 2 単位）、「自主活動Ⅱ」（45 時間以上の場合は 1 単位）として単位認定を行っている。在学中に自主的に取得した資格について、上述のボランティア活動と同様に

各学科で定められた基準（取得した資格と認定科目及び単位数）に従って単位認定を行っている。社会人としての予備教育ともなる就業体験活動について、「インターンシップⅠ」（二週間以上（10 日以上）2 単位）、「インターンシップⅡ」（一週間（5 日以上）1 単位）として単位認定を行っている。【資料 4-2-9】

・令和 2(2020)年度入学生より、次世代技術者にとって必須となる数理・データサイエンス・AI 教育のための全学共通教育科目「AI 概論」（1 年後期 2 単位）と「AI 活用演習」（2 年前期 2 単位）を全学必修として新規科目に加えている。また、本学ならではの地域課題解決型の AI 教育プログラムとするべく、地域連携科目との連携や学外との連携についても充実を図った。なお、本教育プログラムは、文科省より令和 3（2021）年度には、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）プラス（MDASH LITERACY ＋）」の認定を受け（全国で 10 大学、1 高専、九州地区では九州大学と本学のみが認定された。）、令和 4（2022）年度には、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）プラス」の認定も受けている。【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-9】2024 学生便覧（69 ページ）

【資料 4-2-10】大学ホームページ
https://www.kurume-it.ac.jp/ai/
（地域課題解決型 AI 教育プログラム）

【資料 4-2-11】久留米工業大学「地域課題解決型 AI 教育プログラム」実施要項

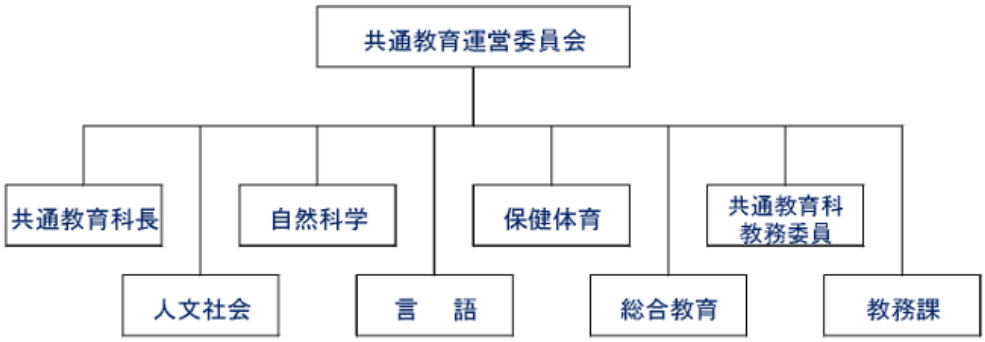

図 4－2－1　共通教育運営委員会

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

・教授方法の改善に向けての取り組みは、FD 委員会で前年度の活動に関して総括を行い、当該年度の活動予定を決定している。FD 研修の内容として、原則全専任教員が参加する FD 研修会で教授法の改善や外部講師による講演を定期的に実施している。平成 29(2017)年度に Moodle や e-Campus の活用事例の FD 研修を実施し、令和元(2019)年度には各学科より、アクティブラーニング及びｅラーニング授業の事例発表による FD 研修を実施した。このような取り組みの結果、本学におけるアクティブラーニング授業科目の割合は、平成 30(2019)年度で 25%だったものが、令和 6（2024）年度には約 68%に増加するなど一定の成果が得られた。また、平成 30(2018)年度から全教員を対象に教育改善や教育の質保証に関する組織的取り組みの一環としてティーチング・ポートフォリオ作成を義務化している。【資料 4-2-12】【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】【資料 4-2-15】

・さらに、非常勤講師を含めた教員に学生授業評価アンケート調査を実施し、専任教員のみアンケートについての授業改善等をフィードバックシートに記載し、学生に対しホームページ上に公開している。
・協働でものづくりするための基礎力（コミュニケーション力、課題解決能力等）を育むために1年次から3年次の学生を対象に「ものづくり実践プロジェクト」を学科間の垣 根を越えて受講できるように実施している。【資料 4-2-16】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-2-12】2024 年度 FD 研修会一覧
【資料 4-2-13】2024 年度アクティブラーニング開講科目一覧
及び学科別アクティブラーニング数
【資料 4-2-14】ティーチングポートフォリオ作成要領
【資料 4-2-15】ティーチングポートフォリオテンプレート
【資料 4-2-16】2024 年度ものづくり実践プロジェクトテーマ一覧

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

（1）4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

（2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

・本学では、3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの 3 段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、また、その結果の集約・分析・共有を通して、3 つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで、教育の内部質保証を図るというアセスメント・ポリシーを策定した。以下レベル毎の内容を示す。

1）機関レベル（大学）では、入学から卒業までの各種アンケート調査、GPA ・単位修得状況、退学・休学率等の状況、就職・進学状況、卒業生・就職先企業へのアンケート調査等を通して、学修成果の達成状況を検証し、全学的な教育・学修支援等の改善に活用する。
2）教育課程レベル（学科・専攻）では、各種アンケート調査、学生面談、学生ポートフォリオ、大学院ポートフォリオによる学修活動状況調査、資格等の取得状況、GPA ・単位取得状況、卒業研究のルー ブリック評価、留年・退学・休学率等の状況、就職・進学状況等を通して、学修成果の達成状況を検証し、各教育課程の改善に活用する。
3）科目レベルでは、各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケート、教員相互の授業参観による評価等を通して、科目ごとの学修成果の達成状況を検証し、授業の改善に活用する。

・また、上記におけるアセスメントの実施は、大学全体の複数の部局や委員会で分担し、各々が下記に示す役割を担いながら全学的な取り組みとして進めていく体制を整備している。

・Plan（教育改革推進委員会、学科長会、大学院研究科運営委員会、IR 推進センター）
　アセスメント・ポリシーの策定、アセスメント指標・内容・分析方法の検討
・Do（教務委員会、FD 委員会、大学院研究科委員会、各学科・専攻）
　アセスメントの実施、カリキュラム、授業方法、教育内容等の改善への取り組み、FD・SD の実施
・Check（自己点検・評価委員会、教育研究推進外部評価委員会）
　アセスメントの結果に基づく、学修成果の総合的な評価と課題の指摘
・Action（教育改革推進委員会、学科長会）
　指摘された課題に基づく教育科改善策の検討

・各部署で実施したアンケートを IR 推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会にて報告し、教育研究活動の改善を図っている。【資料 4-3-1】【資料 4-3-2】【資料 4-3-3】
・具体的なアセスメントの名称・内容は、以下の１～7 に示すとおりである。

１_学生による授業評価アンケート：FD 委員会で全授業・実習科目のうち工学部及び大学院において全教員が担当科目のうちいずれか 1 科目で実施している。【資料 4-3-4】
２_新入生アンケート：入試課で入学時に実施。【資料 4-3-5】
３_学生学修・生活アンケート（学生調査）：IR 推進センターで 10 月～12 月に実施（大学 IR コンソーシアム「学生調査」に基づく。【資料 4-3-6】
４_学習成果の到達度アンケート：教務課で学年末に全学年を対象に実施。【資料 4-3-7】
５_卒業前アンケート：就職課で毎年実施。【資料 4-3-8】
６_既卒生アンケート：就職課で毎年実施。【資料 4-3-9】
７_就職先企業アンケート：就職課で就職先企業に対する調査を毎年実施。【資料 4-3-10】

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-3-1】久留米工業大学アセスメントポリシー
【資料 4-3-2】令和 6 年度教育改革推進委員会第 1 回・2 回議事録
【資料 4-3-3】久留米工業大学 Fact Book
https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes
【資料 4-3-4】2024 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果
【資料 4-3-5】新入生アンケート
【資料 4-3-6】学生学修・生活アンケート（学生調査）
【資料 4-3-7】2024 年度学修成果の到達度についての自己評価アンケート・回答
【資料 4-3-8】卒業前アンケート
【資料 4-3-9】既卒生アンケート
【資料 4-3-10】就職先企業アンケート

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

・学生による授業評価アンケート等調査の結果については、各教員にフィードバックすると共に、教員活動状況評価にも活用している。教員だけでなく学生も交えた FD 委員会の下部組織である学生・教職員教育改善部会を毎年開催し、各アセスメントの調査結果に基づき学修状況の在り方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話し合っている。討論を重ねることで教員と学生の距離が縮まり信頼関係を築くことにも役立つだけでなく、「学生

の生の声」を教育内容や方法等の改善に資する場としている。【資料 4-3-11】【資料 4-3-12】
・アンケートの集計結果を、教育改革推進委員会にて報告している。各教員はこのアンケート結果を全体平均あるいは前年度の当該科目と比較することで、授業改善に生かせるよう役立てている。また、集計結果は全教員を対象とする「教員評価」にも反映させている。【資料 4-3-13】【資料 4-3-14】
・学生授業評価アンケートの評価上位者は FD 委員会で審議され、学長より「ベストティーチャー賞」として表彰を行う。【資料 4-3-15】【資料 4-3-16】
・令和 6（2024）年度の教育改革推進委員会において、「卒業生の就職先企業アンケート結果」「既卒生アンケート結果」「学修時間、学修行動、学修成果に関するアンケート結果」「授業評価アンケート結果」の報告を行った。
・令和 5（2023）年度より、教学システムのポータルサイト「KIT-PORTAL」にて、学生の GP を各ディプロマ・ポリシーの重み付けに基づき集計した「学修度」を全学生にフィードバックされるようになった。これにより学生はディプロマ・ポリシーに沿った学修における強みと弱みを把握することができるようになった。

【エビデンス集（資料編）】
【資料 4-3-11】令和 6 年度 FD 委員会議事録
【資料 4-3-12】令和 6 年度学生・教職員教育改善部会議事録
【資料 4-3-13】令和 5・6 年度教育改革推進委員会資料
【資料 4-3-14】久留米工業大学教員評価規程
【資料 4-3-15】久留米工業大学ベストティーチャー賞実施要項
【資料 4-3-16】令和 5 年度ベストティーチャー候補者

［基準 4 の自己評価］
（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み
・単位認定・卒業認定・修了認定について本学は、建学の精神及び教育理念を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し、学生便覧、募集要項、ホームページ等により学内外へ周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則及び履修規則に明確に定められ、厳正に運用されている。工学部では、各授業科目をディプロマ・ポリシーの４領域（知識・理解、思考・判断、関心・意欲・態度、技能・表現）に関連づけ、シラバスに成績評価方法を明示し、成績評価の透明性と公平性を確保している。また、進級要件や卒業研究着手要件を設け、段階的に学修到達度を担保している。卒業判定は教務委員会及び教授会の審議を経て学長が決定しており、厳格性が保たれている。大学院においても、学則・履修規則に基づき単位認定および修了認定を実施しており、修士論文の審査にはルーブリックを導入するなど、客観性と厳格性を確保している。
・教育課程及び教授方法については、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、教育内容・教育方法・学修評価を定め、学生便覧及びホームページにより周知している。教育課程は共通教育科目と専門教育科目から成り、幅広い教養教育と工学専門教育の体系的編成を行っている。特に、AI・数理データサイエンス教育を全学共通科目として導入し、地域課題解決型人材の育成を推進している点は特色である。また、アクティブラーニングを積極的に取り入れ、実験・実習・演習を重視する教育を実施している。シラバス委員会によるチェック体制や授業科目系統図の提示により、教育課程の系統性・透明性を確保している。大学院においても、専攻分野に応じた高度な専門教育課程を体系的に編成している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの策定と周知は適切に実施されているが、学生の理解度や学修意欲の向上につながる効果的な周知方法については更なる工夫の余地がある。また、学修評価についてはルーブリック導入など改善が進んでいるが、評価基準の一層の明確化と教員間の共有が必要である。
教育課程においては、教養教育と専門教育のバランスが図られているものの、今後の技術革新や社会的要請に対応するため、より柔軟かつ機動的な科目編成が求められる。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
・本学は、卒業研究におけるルーブリック評価や GPA 制度、CAP 制を導入し、学修成果の可視化と学修指導の質向上を進めている。また、成績開示を Web ポータルに拡充し、学生・保護者との情報共有を強化した。教育課程面では、新教学システムを活用したシラバス管理や科目ナンバリング制度の導入準備を進めており、教育課程の体系性と透明性の向上を図っている。今後は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの更なる周知徹底、評価基準の明確化・統一化、社会的要請に即応する教育課程編成の強化を通じて、教育の質保証を一層推進していく。

基準 5. 教員・職員
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性
①学長の適切なリ-ダ-シップの確立・発揮
②権限の適切な分散と責任の明確化
③職員の配置と役割の明確化
（1）5-1 の自己判定
「基準項目 5-1 を満たしている。」

（2）5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
5-1-①学長の適切なリ-ダ-シップの確立・発揮

・本学は、大学に関する主な意思決定機関として、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科運営委員会、大学院研究科委員会を設置しており、学長が委員長となり、学長のリーダーシップを発揮しながら運営できる体制を構築し、本学の現状把握と課題発見、改善のための提案等を審議、決定し、必要に応じて理事会へ上申している。各会議の主な協議内容は以下に示す。

・企画会議は、学則第 58 条に基づき、学長の諮問を受け、「久留米工業大学企画会議規程」に則り、本学の経営戦略及び管理運営の立案とその有効性を審議する。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

・学科長会議は、学則第 59 条に基づき、「久留米工業大学学科長会議規程」に則り、本学の教育研究及び管理運営に関する事項を審議し、学長が決定に当たり意見を述べるものとしている。【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】

・教授会は、学則第 43 条に基づき、本学の教育に関する意思決定機関として「久留米工業大学教授会規程」に則り、入学・卒業及び課程の修了、学位授与に関する事項について審議、決定している。また教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると定めるものについて、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

・大学院研究科委員会は、大学院学則第 36 条に基づき、「久留米工業大学研究科委員会規程」に則り、大学院の教学に関する重要事項を審議する。また、大学院研究科委員会に

大学院研究科運営委員会を置き、大学院研究科委員会の議題の整理については、大学院研究科運営委員会において審議する。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

・本学の中長期計画（実施計画）を実施していくため、学長が委員長を務める教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等を設置し、「第 3 次前期・後期実施計画」の 6 つの分野（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）について審議、決定していくこととなっている。大学運営のための主要な推進委員会の主な審議事項を「表 5-1-1」に示す。

名　　称	主な審議事項
教育改革推進委員会	1）本学における教育改革の基本方針に関する事項 2）学部及び大学院の教育内容及び教育方法の改善等に関する事項 3）学修成果のアセスメント及び教育の質保証に係る施策の企画、実施及び支援に関する事項
研究改革推進委員会	1）研究活動の改革、連携、推進及び支援に関する事項 2）科学研究費を含む競争的研究資金獲得の支援に関する事項 3）全学的な研究政策の立案に関する事項 4）研究交流の促進に関する企画・実施に関する事項 5)知的財産及びベンチャー支援に関する事項
産学官連携推進委員会	1）産学官連携推進活動の基本方針の策定に関する事項 2）産学官連携推進に係る活動に関する事項 3）産学官連携推進に係る人材育成に関する事項 4）地域の教育機関との連携、生涯学習に関する事項
国際化推進委員会	1）本学における国際化の基本方針に関する事項 2）学部及び大学院の国際化への改善等に関する事項 3）国際化の質保証に関する施策の企画、実施及び支援に関する事項

表 5-1-1 大学運営のための主要な推進委員会

また、これらの委員会の管轄下にある各種委員会を下部組織として位置づけ、規程に基づき運営している。【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】【資料 5-1-13】

・学長は、理事会から委任を受けた範囲において、大学の意思決定権者である大学担当理事として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。また、学長を補佐するため、副学長（総括、教務担当）、学長補佐（入試広報担当、地域連携担当、AI 担当）を置き、学長が指名する。各種委員会についても、学長、副学長、学長補佐又は学長が指名するものが委員長となり、学長のリーダーシップの下、3 つのポリシーに基づく体系的で組織的な大学教育の点検・評価により改善に導く体制となっている。【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】久留米工業大学学則第 58 条（企画会議）

【資料 5-1-2】久留米工業大学企画会議規程

【資料 5-1-3】久留米工業大学学則第 59 条（学科長会議）

【資料 5-1-4】久留米工業大学学科長会議規程

【資料 5-1-5】久留米工業大学学則第 43 条（教授会）

【資料 5-1-6】久留米工業大学教授会規程

【資料 5-1-7】久留米工業大学大学院学則第 36 条（運営組織）

【資料 5-1-8】久留米工業大学大学院研究科委員会規程

【資料 5-1-9】久留米工業大学教育改革推進委員会規程

【資料 5-1-10】久留米工業大学研究改革推進委員会規程

【資料 5-1-11】久留米工業大学産学官連携推進委員会規程

【資料 5-1-12】久留米工業大学国際化推進委員会規程

【資料 5-1-13】各種委員会一覧表

【資料 5-1-14】学校法人久留米工業大学寄附行為第 15 条

【資料 5-1-15】久留米工業大学学則第 41 条第 1 項（教職員）

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

・本学は、副学長規程に基づき、副学長を置き、学長の職務を助け、校務を掌理することとしている。また、学長補佐規程に基づき、学長補佐を置き、担当分野において特定の業務を遂行し、学長を補佐することとしている。このことにより権限の適切な分散を図り、責任の明確化を行っている。【資料 5-1-16】【資料 5-1-17】

・本学の使命・目的を達成するための教学に関する事項を審議する組織として、企画会議、学科長会議、大学院研究科運営委員会、教育改革推進委員会、教務委員会がある。【資料 5-1-2】【資料 5-1-4】【資料 5-1-9】【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

・企画会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、大学の事務局長、事務局次長、各課長及び本法人の事務局長、その他学長が必要と認めた者として本法人の監事を構成員とし

て組織され、総務課で議題の整理を図り、教育研究活動の企画・立案・調査及び、教育研究についての自己点検・評価等について審議する。
・学科長会議は、学長を議長とし、副学長、学長補佐、各学科長、事務局長、事務局次長を構成員として組織され、工学部の教育計画の編成及び運営に関する事項や大学の教育研究活動についての大学評価に関する事項を審議する。
・大学院研究科運営委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各専攻長及び各専攻より１名ずつ選出された教員により構成され、大学院の教育研究に関する事項を審議する。
・教育改革推進委員会は、学長を委員長とし、副学長、学長補佐、各センター長、学科長、専攻長、事務局長、事務局次長及び教務課長にて構成され、教育改革の基本方針や、教学マネジメントに係る指針、教育内容及び教育内容・教育方法の改善等に関する事項を審議する。【資料 5-1-20】
・教務委員会は、副学長（教務担当）が委員長となり、各学科から選出された教員と教務課長を構成員として、カリキュラム等の教育課程及び履修に関する事項を審議する。
・以上のような組織において、審議された事項については、本学の助教以上の全教員が構成員である教授会及び大学院担当教員が構成員である大学院研究科委員会において報告され、必要があれば教育研究に関する重要な事項について教授会の意見を聴き、学長が決定することができるようになっている。また決定した事項については、これらの会議の下部組織である各種委員会により、実行に向けて調整され、実行し、新たな課題について審議される体制を構築している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-16】久留米工業大学副学長規程

【資料 5-1-17】久留米工業大学学長補佐規程

【資料 5-1-18】久留米工業大学教務委員会規程

【資料 5-1-19】久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

【資料 5-1-20】久留米工業大学　教学マネジメントに係る指針

5-1-③職員の配置と役割の明確化

・本学では、教学マネジメントを機能させるため、教務委員会には教務課長が構成員となり、教育課程の形成・編成に職員が参加する仕組みを設けている。
・教員と事務職員の協働を図るため、教員組織と事務組織との間で連携体制を図っている。各委員会等には、担当事務局の責任者（課長等）及び関係職員が常時出席し、担当事務として協議に参加している。
・事務局長により統括総合調整の下、本学の実質的な業務の責任者である各課長が、関連部署と協議・連携を密に行いながら、事業計画・予算に基づいて業務を執行している。また、事務局の「課長会議」を定例で開催し、情報の共有化と目標に対する意識の共有を図り、業務に齟齬が起こらないようにしている。
・企画会議、学科長会議、教育改革推進委員会には事務局長が構成員となり、全学的な教学マネジメント機能の強化に取り組んでいる。【資料 5-1-21】

・IR 推進センターにおいて、大学の教学マネジメント体制の強化のための教職員の業務内容の整理点検を目的とした調査および報告を行っている。報告は教育改革推進委員会にて令和 5 年度より行っている。【資料 5-1-22】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-21】久留米工業大学教学運営組織図
【資料 5-1-22】教育改革推進委員会議事録

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

（1）5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

・本学の工学部における助教以上の基幹教員数（学長を含まない）は「表 5-2-1」に示すとおり、61 人である。学科ごとでは、機械システム工学科は専任教員 8 人（うち教授 4 人）、交通機械工学科は専任教員 9 人（うち教授 4 人）、建築・設備工学科は専任教員 11 人（うち教授 5 人）、情報ネットワーク工学科は専任教員 12 人（うち教授 5 人）、教育創造工学科は専任教員 8 人（うち教授 4 人）、その他の組織においては専任教員数 13 人（うち教授 5 人）を確保しており、専任教員数、教授数ともに大学設置基準を満たしている。

・大学院工学研究科では 3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は修士研究指導教員 11 人、修士研究指導補助教員 2 人、講義担当教員 1 人、電子情報システム工学専攻は修士研究指導教員 12 人、修士研究指導補助教員 1 人、講義担当教員 4 人、モビリティシステム工学専攻は修士研究指導教員 7 人、修士研究指導補助教員 0 人、講義担当教員 2 人で、専任教員数、研究指導教員数ともに大学院設置基準を満たしている。

表 5-2-1　基幹教員配置数と大学設置基準上の必要数

学科名	入学定員	収容定員	専任教員数					設置基準上必要数	
			教授	准教授	講師	助教	計	教員数	教授数
機械システム工学科	50	208	4	3	0	1	8	8	4

交通機械工学科	60	266	4	2	0	3	9	8	4
建築・設備 工学科	80	328	5	4	1	0	10	9	5
情報ﾈｯﾄﾜｰｸ 工学科	90	358	5	6	0	1	12	9	5
教育創造工学科	40	160	4	4	0	0	8	8	4
共通教育科　他			5	7	0	1	13		
計	320	1320	27	26	1	6	60		
大学全体の収容定員に定める基幹教員数								16	8
総　計								58	

※学長除く（令和 6 年 5 月 1 日現在）

・本学の教員の採用及び昇任に関する事項は、「久留米工業大学教員選考規程」及び「久留米工業大学教員選考基準規程」に定めている。また、大学院の担当教員の採用・昇任に関する選考基準は、「久留米工業大学院担当教員選考規程」に定めている。教員の採用については、教員の退職等による欠員の補充及び教育内容の充実を図る上で必要とする場合、原則公募により人材を募る。採用については、選考委員会において書類審査（履歴書・研究業績書等）を行い、面接を適宜実施後、企画会議において審議、決定し、法人本部に採用の上申を行い、理事長が任命する。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】
・教員の昇任は、教育、研究、社会貢献、組織運営の各領域において可視化された教員評価を基に、「久留米工業大学教員評価規程」に規定化された事項を十分に満たしている教員に対して、所属する学科の学科長の推薦により企画会議で審議、決定する。【資料 5-2-4】
・本学では、平成 30 年度からアクションプラン３２「大学院教育プログラムの抜本的見直し」に基づき大学院教員資格審査における基準を検討し、大学院設置基準を満たす最低条件である D 丸合等の資格基準が必要であるとの結論に至り、令和 2 年 5 月に「久留米工業大学院担当教員選考規程」を改正した。それにより、大学院教員全員を対象に再度資格審査を行い、研究の活性化および資格を持つ教員の充実を図った。

【エビデンス・資料編】
【資料 5-2-1】久留米工業大学教員選考規程
【資料 5-2-2】久留米工業大学教員選考基準規程
【資料 5-2-3】久留米工業大学大学院担当教員選考規程
【資料 5-2-4】久留米工業大学教員評価規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発
①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

・全学的に教育指導方法の検討、改善を進めるため、FD 委員会を設置している。FD 委員長は、学長が指名し、1 学部、1 研究科の利点を活かして全学的な FD 体制としている。委員は、各学科及び各専攻から 1 人ずつ、委員として加わることにより、大学院も含めた全学的な取り組みを可能としている。【資料 5-3-1】

・FD 委員会では、教育方法の改善及び教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、FD 研修会（令和 6 年度_工学部 2 回、工学研究科 1 回）を実施した。また、FD 委員会の下部組織の学生・教職員教育改善部会を開催した。令和元(2019)年度の学生・教職員教育改善部会の開催から、工学部各学科の 1 年生～4 年生、大学院各専攻の 1 年生～2 年生が参加するよう構成拡充した。

この学生・教職員教育改善部会では、学生の参画に基づき授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行い、教育改善に取組んでいる。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

・授業改善の手掛かりとするため、工学部・大学院学生を対象に学生授業評価アンケートを実施して、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している。学生授業評価アンケートには、学修に関する全般的な内容を年 1 回実施（非常勤講師も実施）している。アンケート結果については、各教員にフィードバックし、教学システムのポータルサイトにて教職員と学生に一定期間公開している。【資料 5-3-5】【資料 5-3-6】

・ティーチング・ポートフォリオの作成については、個々の教員の教育活動について文章化し、授業を行う上で欠かせない教育理念や戦略などを整理することで今後の教育改善への意識化を図り、改善を促進していくために、平成 30(2018)年度から全ての専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成を義務づけた。令和元(2019)年度教員活動状況評価表により教員評価へ反映させるとともに、久留米工業大学教育・研究業績年報に掲載を行った。【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】

・本学の教員評価制度は、大学の使命・目的の実現に向け、職位に応じて、また所属学科などの一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている。

・教員評価方法は、「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」「組織運営領域」において、前年度の各教員の実績を基に、まず評価要領に従い自己評価を行なう。続いて、副学長及び学長補佐による第 2 次審査を行い、最終的に学長が総合評価を行ない、各領域において上位者となった教員に対して表彰することにより、教員の資質及び士気の向上を図っている。【資料 5-3-9】

【エビデンス・資料編】

【資料 5-3-1】久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程
【資料 5-3-2】令和 6 年度 FD 委員会議事録
【資料 5-3-3】2024 年度 FD 研修会一覧
【資料 5-3-4】久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則
【資料 5-3-5】2024 年度学生による授業評価アンケート用紙・結果
【資料 5-3-6】2024 年度学生アンケート結果に対する教員のフィードバックシート

【資料 5-3-7】ティーチング・ポートフォリオ作成要領
【資料 5-3-8】ティーチング・ポートフォリオ作成フォーマット
【資料 5-3-9】久留米工業大学教員評価規程

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学の事務職員の資質・能力の向上や意識改革等が重要な課題であり、本学では SD の基本方針及び実施計画を SD 推進委員会で策定し、企画会議で審議・決定し、それに基づき SD 研修会を開催している。【資料 5-3-10】【資料 5-3-11】【資料 5-3-12】

・毎年「キャンパス・ハラスメント防止について」や「本学の教育・学生支援体制及び FD について」等をテーマに新任教職員を対象とした研修会を実施しており、業務を円滑に進めるためのルール等を知る機会としてとても好評を得ている。また、大学の教育研究の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等とが連携体制を確保し、協働して業務に取り組む「教職協働」の重要性から、全教職員を対象とし、学外講師を招いた「リスクマネジメント研修」、「研究倫理と知財管理」の研修会を開催しており、令和 6 年度は他大学学長による「選ばれる大学になるための地学一体と教学マネジメント」に関する講演を実施した。あわせて、事務職員の業務スキル向上を目的に、AI・DX の活用に関する研修および広報に関する SD 研修を開催した。【資料 5-3-13】【資料 5-3-14】

・また、学外での研修会等への参加も推奨しており、日本私立学校振興・共済事業団、日本経営協会、私立大学協会職員研修センター等が主催する外部研修会、あるいは専門性を高めることを目的とした研修会への参加や、平成 25(2013)年度には学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度により、通信教育・自主研修グループ活動・その他研修会への参加費等の補助（上限 4 万円）を行っており、職員の意識向上を図るとともに、職員のスキルアップ・資質の向上を図っている。【資料 5-3-15】

・さらに、各課での課内研修や、管理・監督職による職員の個人面談を実施することで、職員の意識改革や資質・能力の向上につなげている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 5-3-10】久留米工業大学 SD 推進委員会規程
【資料 5-3-11】久留米工業大学における SD の実施方針・計画について
【資料 5-3-12】令和 6 年度 SD 研修会一覧
【資料 5-3-13】令和 6 年度新任教職員研修会開催案内
【資料 5-3-14】SD 研修会案内
【資料 5-3-15】学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度

5-4. 研究支援
①研究環境の整備と適切な管理運営
②研究倫理の確立と厳正な運用
③研究活動への資源の配分

（1）5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

・近隣の他大学との研究力の比較や、研究の活性化のための教員アンケートを実施し、大学院研究科運営委員会等において教員へフィードバックを行っている。【資料 5-4-1】

・専任教員の研究室は一人一室を確保し、各研究室には机、椅子、テーブル、書架、パソコンなどの備品を大学が用意している。
・平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、執行管理を総務課（研究支援担当）が行うことで、教員の計画的な研究活動が支援できる体制を整えている。【資料 5-4-2】
・学生の研究環境に関しては、令和 4（2022）年度卒業生・修了生アンケートにおいて施設・設備に関して調査を行い、満足度を把握し、改善に取り組んでいる。アンケート調査の結果は、「講義室・実験・実習室の設備環境への満足度」において、「満足」及び「やや満足」の回答の割合が、卒業生については約 80.7％であった。【資料 5-4-3】
・令和 3（2021）年度に、大学院工学研究科エネルギーシステム工学専攻の研究設備として、「令和３年度私立大学施設整備費補助事業（研究設備）」による交付を受け、医工連携分野の教育・研究環境を整備するため「3 次元動作解析システム」を導入した。
・平成 30(2018)年度後半から、技術相談及び技術指導ができる環境の整備を行った。すでに技術指導から共同研究や受託研究に発展し、特許出願に至った研究成果もある。【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】
・本学は、平成 27(2015)年 11 月に“未来を感じるモビリティ（ノリモノ）社会”を研究するインテリジェント・モビリティ研究所を設置し、所長をはじめ構成員の約 6 割が民間企業で経験とスキルを積んだ 12 名の兼任教員及び 1 名の専任技術職員で構成している。また、交通機械工学科「先端交通・航空宇宙コース」の教育施設として、平成 31(2019)年 4 月に、「航空宇宙実習棟」を開所し、航空宇宙分野の教育・研究環境を整備した。さらに、令和 2(2020)年 4 月には、AI 技術の地域産業への応用と AI 教育のための AI 関連カリキュラムの整備を行うことを目的とした「AI 応用研究所」を開設した。【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】
・本学インテリジェント・モビリティ研究所では、足腰に不安を抱える方々の移動支援と社会参画を促す対話型自動運転モビリティを開発し、平成 30 年度（2018）に文部科学省の「私立大学研究ブランディング事業」に採択された。令和元年度から令和 3 年度（2019－2021）にかけ、対話型自動運転車いす「パートナーモビリティ」を核とした「福祉インテリジェントモビリティサービス」の社会実装に向けて、全学科がそれぞれの強みを活かし、関連企業等と連携して開発に取り組んだ。また、大学のブランド力強化につなげる戦略的媒体や手法により、情報発信を継続的に行い、TV や新聞、各種メディアで多数取り上げられ、全国の企業や自治体から注目されている。【資料 5-4-9】
・令和 3 年度（2018）に本学インテリジェント・モビリティ研究所は、これまで、社会実装の目途がついたことを受け、大学発ベンチャー（Le DESIGN 株式会社、CEO 東大輔 IML 所長）を起業し、社会実装への推進拡充を図ることとした。同起業を大学として支援するために出資を行った。
・令和 3(2021）年 9 月から、令和 4(2022）年 12 月にかけ、パーソルプロフェッショナルアウトソーシング株式会社と共同研究の契約を取り交し、新型オリジナルモビリティ「PARTNER MOBILITY ONE」を開発し、完成セレモニーや報道関係者向けの体験試乗を実施した。
・令和 3（2021）年 4 月に、佐賀県の Society5.0 事業（令和 4(2022）年継続事業)や、観光庁の観光 DX 事業、内閣府のスーパーシティ構想事業にも採択され、令和 5(2023）年度には、内閣府戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第 3 期事業（包摂的コミュニティプラットフォームの構築）に採択された。
・内閣府採択事業の本学の研究開発テーマは「移動の課題を克服し高齢者や障がい者の自律を促進する外出支援サービスの開発」であり、移動に不安を抱える高齢者や障がい者の移動支援を行う自動走行パーソルモビリティサービスを創出し、社会実装へ向け、事業化を進めている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】教員アンケート
【資料 5-4-2】学長裁量経費による研究支援に関する資料
【資料 5-4-3】久留米工業大学　ファクトブック 2023
https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes
【資料 5-4-4】技術相談の対応要領について
【資料 5-4-5】久留米工業大学技術指導取扱規程
【資料 5-4-6】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)
【資料 5-4-7】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
(施設・設備⇒教育研究施設・設備⇒航空宇宙実習棟)
【資料 5-4-8】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
(施設・設備⇒AI 応用研究所)
【資料 5-4-9】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
(大学案内⇒私立大学研究ブランディング事業)
【資料 5-4-10】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp
(新着情報⇒地域連携⇒新型モビリティ「PARTNER MOBILITY ONE」完成セレモニーが行われました。)
【資料 5-4-11】大学ホームページ https://www.kurume-it.ac.jp/
(新着情報⇒教育・研究⇒戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 第３期の採択について)

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

・本学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「久留米工業大学行動規範（平成 27 年 9 月 9 日改正）」「久留米工業大学コンプライアンス規程（平成 27 年 5 月 13 日制定）」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程（令和 5 年 3 月 8 日改正）」「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画（令和 6 年 11 月 29 日改正）」「研究費の管理・運営に係る体系図（平成 29 年 3 月 1 日改正）」を定めている。また、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を平成 29(2017)年 12 月に作成し、法令や制度の変更、実務上の必要に応じて随時改正を行っており、最新版（令和 4 年度版）をホームページに掲載している。これにより、教職員が常に最新のルールに基づき研究費を適正に使用できるよう努めている。【資料 5-4-12】【資料 5-4-13】【資料 5-4-14】【資料 5-4-15】【資料 5-4-16】【資料 5-4-17】
・研究倫理については、「久留米工業大学行動規範」に基づき、本学の研究活動に携わる全ての者が遵守すべき事項を「久留米工業大学研究倫理規程」に定めている。また、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討することを目的として、研究倫理委員会を設置している。【資料 5-4-18】【資料 5-4-19】
・研究倫理教育においては、大学院生を含む研究活動に従事する全ての者に研究倫理に関する FD・SD 研修会の参加や、研究倫理教材 APRIN e ラーニングプログラム（eAPRIN）を履修することを義務づけている。【資料 5-4-20】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-12】久留米工業大学行動規範
【資料 5-4-13】久留米工業大学コンプライアンス規程
【資料 5-4-14】久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程
【資料 5-4-15】公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画
【資料 5-4-16】研究費等の管理・運営に係る責任体系図
【資料 5-4-17】久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル
【資料 5-4-18】久留米工業大学研究倫理規程

【資料 5-4-19】久留米工業大学研究倫理委員会規程
【資料 5-4-20】FD・SD 研修会資料

5-4-③研究活動への資源の配分

・本学では平成 28(2016)年度から学長裁量経費制度を設け、応募による教育研究経費等の支援を実施しており、採択者には論文の投稿を義務付けていることから、研究発表件数や論文投稿数、共同研究及び受託研究の件数の増加等の効果が出ている。
・学長裁量経費は、応募による個人型研究支援、学科横断型研究支援の他に、論文投稿料支援、科研費申請支援、基礎研究費支援、その他学長が認める支援事業に分かれ、論文投稿料支援は、上限 10 万円として 7 名の教員への論文投稿料支援を行い、科研費申請支援は、前年度不採択 A 又は B 評価の場合再チャレンジ支援として研究費を配分、基礎研究費支援は、学会への参加推進を目的として、全教員に対して一律 5 万円を配分している。その他学長が認める支援事業については、“次の柱となる研究”への支援や共同研究支援等に利用できることとしており、令和 3（2021）年度を皮切りに前年度科研費結果 A 又は B の教員を対象にブラッシュアップ支援も行っている。これにより、申請者の負担軽減と申請内容の質的向上を図り、大学全体の研究力強化を推進している。【資料 5-4-21】
・外部資金の獲得に関しては、「産学連携に関する目標・計画」を制定し、その推進を図るため「共同及び受託研究契約等に係る秘密保持規程」の制定、外部との共同研究、受託研究への一定額の支援を行っている。【資料 5-4-22】
・学内公募型の学長裁量経費において、地域に根ざした研究、科研費応募の区分を設け、地域と連携した研究や科研費採択に向けた研究に支援を行うことで、外部資金の導入に向けた努力を行っている。【資料 5-4-23】

【エビデンス集・資料編】
【資料 5-4-21】学長裁量経費募集要領
【資料 5-4-22】産学連携についての目標・計画
【資料 5-4-23】学長裁量経費による地域連携型共同研究支援　公募要領、研究計画書

［基準 5 の自己評価］

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

・本学は、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科委員会等を設置し、学長が委員長を務める体制を整備することで、適切なリーダーシップを発揮している。教育改革推進委員会、研究改革推進委員会、産学官連携推進委員会、国際化推進委員会等を通じて、中長期計画の実施を推進している。副学長・学長補佐を置き、権限分散と責任の明確化を図るとともに、各委員会には職員も参画し、教職協働の体制を構築している。さらに、IR 推進センターによる調査・分析を教育改革推進委員会に報告する仕組みを導入し、教学マネジメントを強化している。
・工学部では、全学科で専任教員数・教授数とも大学設置基準を満たしており、大学院についても研究指導教員を十分に確保している。教員の採用・昇任は、学内規程に基づき公正な選考を行い、企画会議で審議後に法人本部を経て理事長が任命する。昇任については、教育・研究・社会貢献・組織運営の評価に基づき審査する制度を確立している。また、大学院担当教員の資格基準を強化し、資格審査を実施することで、研究指導体制の充実を図っている。
・FD 委員会を中心に、FD 研修会や学生・教職員教育改善部会を開催し、学生の意見も取り入れながら授業改善に取り組んでいる。学生授業評価アンケートを全授業で実施し、結果を教員にフィードバックするとともに一定期間学生に公開している。専任教員全員にテ

ィーチング・ポートフォリオの作成を義務付け、教育理念・戦略の明確化を促している。SDに関しては、課長会議や事務職員研修を通じて職員の資質向上を図り、教員評価制度を活用して人材育成・処遇改善につなげている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・管理運営については、学長のリーダーシップや教職協働の仕組みは評価されたが、意思決定の迅速性と情報共有の一層の改善が課題として挙げられる。
・教員配置については、基準を満たしているが、学科間の偏りや将来の人材確保に向けた戦略的配置が求められる。
・FD・SD 活動については一定の成果があるものの、個々の研修内容の体系化と成果の検証・還元方法について改善の余地がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・管理運営面では、IR推進センターによるエビデンス収集・分析を拡充し、教学マネジメントに基づく改善を進める。
・教員配置については、社会的要請や学科改組に対応した戦略的な人材確保を継続するとともに、大学院教育に対応できる高度専門人材の採用を強化する。
・研修・職能開発については、FD・SDの体系的なプログラム化を進め、教育・運営の改善に直結させる。さらに、教員評価制度の運用を通じて教育研究の質向上を図り、教員・職員双方の能力開発を継続的に推進していく。

基準6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

（1）6-1の自己判定

「基準項目6-1を満たしている。」

（2）6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①経営の規律と誠実性の維持

・「寄附行為」第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的」とすると定めており、本学の学則第1条では「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と定めている。【資料6-1-1】【資料6-1-2】
・本学は、一貫して「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、これを実践するために必要な方針を教育理念・ビジョンとして明確化している。なお、教職員の意識と理解を深め継続的な実行を確保するため、学内施設への掲示、ホームページ、学生便覧への掲載など広く一般にも公開している。【資料6-1-3】【資料6-1-4】
・これらの目的等を達成するため、理事会や評議員会、監事などの機能を適切かつ効果的に大学運用に活用するとともに、人事、服務、財務等の規則・規程に沿った適正な学校運営を行っている。【資料6-1-5】
・学校法人久留米工業大学では、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくため、「学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード」を明確に定めている。【資料6-1-6】
・学校法人久留米工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書を作成し、ホームページに公表している。【資料6-1-7】

・学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報や教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている教員の養成の状況に関する情報、財務情報については、大学ホームページに公表している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-1-1】学校法人久留米工業大学寄附行為第 3 条
【資料 6-1-2】久留米工業大学学則第 1 条（目的及び使命）
【資料 6-1-3】2024 学生便覧（6 ページ）
【資料 6-1-4】大学ホームページ　https://www.kurume-it.ac.jp/
（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）
【資料 6-1-5】学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 1
学校法人久留米工業大学組織図
【資料 6-1-6】学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード
【資料 6-1-7】法人ホームページ
http://kougyoudaigaku.jp/information/other/infoid/29/

6-1-②環境保全、人権、安全への配慮
1）環境保全への配慮について
・環境への配慮については、学内喫煙スペースの整備を行い、受動喫煙防止や喫煙マナー向上に努めている。また、資源ごみ回収や省エネに対する意識啓発など具体的な取り組みを行っている。また、本学では、平成 27(2015)年度に創立 50 周年を記念して 100 号館「テクノみらい館」を建設しており、「未来が見える新棟」をコンセプトに環境技術を最大限導入し、省エネと創エネによって消費エネルギーの最小化を追求した設計となっている。また「学校法人久留米工業大学契約事務規程」第 26 条には、「契約事務の執行に当たっては、地球温暖化の防止等環境に配慮するよう努めるものとする」と規定されており、環境への取り組みを行っている。【資料 6-1-8】

2）人権への配慮について
・人権への配慮については、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程」「久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程」を定め、「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント行為になり得る言動の例」を作成し、意識啓発と制度運用の徹底を図るため全教職員を対象にした研修も実施している。「久留米工業大学ハラスメント相談室規程」を定め、ハラスメント相談員を教職員より 8 名（内女性 4 名）選出し、更に、外部カウンセラーとして臨床心理士 2 名（女性）の雇用に加え、令和 3（2021）年度からは社会福祉士 1 名も配置しており、学生と教職員の相談に応じている。【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】
・個人情報管理については、学校法人久留米工業大学の責務として遵守に努めており、規則等を整備している。大学においても「学校法人久留米工業大学個人情報保護規程」に基づき、「久留米工業大学個人情報取扱い細則」を定めている。【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】

3）安全への配慮について
・法人における危機管理については、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」を定め、法人における様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制を確立し、学生等及び教職員の安全確保を図っている。【資料 6-1-18】
・本学の危機管理に関しては、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」に基づき「久留米工業大学危機管理規程」を制定している。この規程には災害及び火災のほか、重篤な感

染症（新型コロナ感染症等）、情報漏洩等に対する危機管理体制及び対処方法等を定めている。危機発生時においては学長を本部長とする「危機対策本部」が当該危機への対応を行うことを定め、学生及び教職員の生命及び身体の安全確保のため、迅速にかつ的確に対応できるように体制を整備している。【資料 6-1-19】
・本学では、「久留米工業大学安全衛生管理委員会規程」を定め、安全衛生委員会において、本学の教職員等の安全確保と健康の維持増進等について審議し、安全衛生管理活動の推進を図るとともに、労働災害及び健康障害等の防止に努めている。【資料 6-1-20】
・安全対策については、「SAFETY　GUIDE　安全の手引き」や新入生に配布する「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」を作成するなど、安全に関する具体的な対応策の指導に努めており、消防署の指導・協力を得て、学生及び教職員参加の防火避難訓練を実施し、災害時の対応に備える体制を整えている。【資料 6-1-21】【資料 6-1-22】
・平成 28(2016)年度から、法人内の教職員に対し「ストレスチェック」を実施し、その結果を踏まえて職場環境の改善に努めることとしている。

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-1-8】学校法人久留米工業大学契約事務規程
【資料 6-1-9】学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
【資料 6-1-10】久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
【資料 6-1-11】久留米工業大学ハラスメント調査委員会規程
【資料 6-1-12】ハラスメント防止ガイドライン
【資料 6-1-13】ハラスメント行為になり得る言動の例
【資料 6-1-14】久留米工業大学ハラスメント相談室規程
【資料 6-1-15】久留米工業大学ハラスメント相談員
【資料 6-1-16】学校法人久留米工業大学個人情報保護規程
【資料 6-1-17】久留米工業大学個人情報取扱い細則
【資料 6-1-18】学校法人久留米工業大学危機管理規則
【資料 6-1-19】久留米工業大学危機管理規程
【資料 6-1-20】久留米工業大学安全衛生管理委員会規程
【資料 6-1-21】「SAFETY GUIDE　安全の手引き」
【資料 6-1-22】「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」

6-2. 理事会の機能
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
②使命・目的の達成への継続的努力

（1）6-2 の自己判定
「基準項目 6-2 を満たしている。」

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・法人の業務決定権限を有する理事会を原則年 6 回開催し、次の事項について審議することを理事会規則において規定している。【資料 6-2-1】

①理事及び評議員の選任及び解任　②監事候補者の選任及び監事の解任　③理事長、常務理事及び担当理事の選任及び解任　④予算及び事業計画　⑤事業に関する中期的な計画　⑥借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分　⑦役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金をいう。）の支給基準　⑧予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄　⑨寄附行為の変更　⑩合併　⑪目的たる事業の成功の不能による解散　⑫収益事業に関する重要事項　⑬寄附金品の募集に関する事項　⑭重要な規則の制定及び改廃　⑮その他学校法人久留米工業大学の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

・理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて各学校長を担当理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、各学校を代表することで、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

・理事会は、理事 12 名、監事 2 名で構成しており、寄附行為に定める定数を満たしている。また、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する理事には学長及び各学校長が就任している。

・過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は「表 6-2-1」のとおりである。なお、欠席時の議案賛否表明書は寄附行為第 19 条第 11 項において、「前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」と定めている。

表 6-2-1　理事の理事会への出席状況（議案賛否表明書提出者除く）

令和 4 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月日	5 月 31 日	5 月 31 日	11 月 29 日
	出席状況	11/12 人	11/12 人	10/12 人
	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	11 月 29 日	3 月 14 日	3 月 14 日
	出席状況	11/12 人	12/12 人	12/12 人
	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回(臨時)
	月日	5 月 30 日	5 月 30 日	9 月 19 日
	出席状況	11/12 人	11/12 人	12/12 人

令和 5 年度	開催数	第 4 回(臨時)	第 5 回	第 6 回
	月日	9 月 19 日	11 月 28 日	11 月 28 日
	出席状況	12/12 人	10/11 人	11/11 人
	開催数	第 7 回	第 8 回	
	月日	3 月 12 日	3 月 12 日	
	出席状況	10/12 人	10/12 人	
令和 6 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回(臨時)
	月日	5 月 31 日	5 月 31 日	9 月 13 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	10/12 人
	開催数	第 4 回(臨時)	第 5 回	第 6 回
	月日	9 月 13 日	11 月 29 日	11 月 29 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	10/12 人
	開催数	第 7 回	第 8 回	
	月日	3 月 14 日	3 月 14 日	
	出席状況	9/12 人	9/12 人	

・監事は理事、評議員及び本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。

・役員の選任については、「役員候補者選考委員会内規」に基づき、役員候補者選考委員会で候補者を選考し、理事会へ推薦する。【資料 6-2-4】

・常任理事会は、理事長、常務理事及び担当理事をもって構成され、原則毎月 1 回開催し、重要事項を除くこの法人の日常的な業務の決定に関すること、緊急にこの法人の意思を決定するような必要がある場合又は理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な業務の決定に関すること、理事会及び評議員会に付議する事項について企画、立案し、又は整理すること等について審議決定を行っており、ここで決定した事項については、次の理事会に報告することとしている。また、理事長、常務理事及び担当理事の間の連絡、調整等を行っており、常に意思疎通ができるよう体制を整えている。【資料 6-2-5】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-2-1】学校法人久留米工業大学理事会規則
【資料 6-2-2】学校法人久留米工業大学寄附行為
【資料 6-2-3】学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則
【資料 6-2-4】学校法人久留米工業大学役員候補者選考委員会内規
【資料 6-2-5】学校法人久留米工業大学常任理事会規則

6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

・本学では、平成 25 年(2013)年度に 6 年後にあるべきビジョンを定め、その実現に向けた具体的計画として実施計画（教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化）を策定し、使命・目的を実現するために取り組みを実施している。
・平成25(2013)年度から平成27(2015)年度までを「第1次前期実施計画」、平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までを「第1次後期実施計画」として計画的に事業に取り組んだ。
・引き続き、平成31(2019)年度から6年度にあるべきビジョンを定め、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までを「第2次前期実施計画」として事業に取り組んだ。
・なお、令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度までを「第 2 次後期実施計画」として策定を予定していたが、私立学校法の改正により原則 5 年以上の中期計画の策定が必要となり、新たに第 3 次中期計画として令和 4(2022)年度から令和 9(2027)年度の 6 カ年の中期計画を策定。さらに、そのより具体的な実施のための計画として第 3 次前期実施計画を策定し、その進捗状況等を管理しながら実現に努めてきた。
・令和 6 年度においては、前期計画の進捗等を総括しながら、第 3 次後期実施計画の策定を実施するなど、継続して中期的なビジョン又は計画に基づいた取り組みを実施している。
・平成25(2013)年度から、各課単位での「目標管理制度」を導入してきた。課単位による「目標」「達成基準」「方法」「達成状況」実施計画を設定し、課長が進捗状況を管理することで、より実務に即した計画的な管理体制を構築している。
・目標管理制度は中間状況及び最終状況について課としての達成状況を大学事務局長が各課長からヒアリングを行った上で法人本部に報告しており、目標達成に向けて課内の取り組みの活性化を図っている。
・実施計画は、毎年度における各部門の重要課題及び単年度目標を予算編成時に合わせてローリングし、計画としての実効性を高めており、使命・目的の実現へ向けた確実な実行を支えている。【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-1-8】第 3 次中期計画（2022 年度～2027 年度）
【資料 6-1-9】学校法人久留米工業大学第 3 次前期実施計画書(2022 年度～2024 年度)
【資料 6-1-10】令和 6 度事業計画書

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能
①法人の意思決定の円滑化
②評議員会と監事のチェック機能
（1）6-3 の自己判定
「基準項目 6-3 を満たしている。」

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

・理事会は法人経営における意思決定の最高機関として、各種事業計画及び予算・決算の承認、学則等諸規則の審議・決定を適正に行っており、大学と理事会の相互チェックによるガバナンス機能は十分発揮されている。また、理事の選任や理事会の運営は寄附行為及び理事会規則に定める事項に則り、適切に機能している。

・本学の予算策定等は、法人との予算ヒアリングにおいて事業内容を精査し、学長の決定を経て最終意思決定機関である理事会で審議・決定を行っており、法人及び大学の管理運営機関の相互チェックを行っている。

・理事会では、外部理事に久留米市長、弁護士などの学識経験者を加えることで、審議の客観性を担保するとともに、地域に根ざした運営を行っている。

・学長は、寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、学長就任と同時に理事に就任する。また、副学長は、理事として選任されており、理事会の構成員となっている。大学の管理運営の中枢にあるこれらの者が、理事会の構成員となることにより、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制が整っている。また、これらの者は、理事会の方針を踏まえた大学運営を行っており、法人及び大学の意思決定の円滑化に有効な役割を果たしている。【資料 6-3-1】

・理事会から委任を受けた法人の日常的業務及び緊急事案等は、常任理事会において決定できることとし、その旨寄附行為、理事会規則及び常任理事会規則で明確に定めている。常任理事会は理事長、常務理事のほか大学学長、高校校長、専門学校校長、自動車学校校長の担当理事をもって構成し、原則毎月 1 回定期的に開催され必要事項を審議・決定している。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】【資料 6-3-4】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-3-1】学校法人久留米工業大学寄附行為第 7 条第 1 項第 1 号
【資料 6-3-2】学校法人久留米工業大学寄附行為第 20 条
【資料 6-3-3】学校法人久留米工業大学理事会規則第 6 条の 3
【資料 6-3-4】学校法人久留米工業大学常任理事会規則第 2 条

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

・評議員会には、理事会の諮問機関として、寄附行為第 26 条に掲げる事項についてあらかじめ意見を聞いている。【資料 6-3-5】

・評議員の選任については、寄附行為第 28 条の規定に基づき、理事会又は評議員会において選任されている。

・過去 3 年間の評議員の評議員会への出席状況は、「表 6-3-2」のとおりである。

表 6-3-2　評議員の評議員会への出席状況（議案賛否表明書提出者除く）

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
令和 4 年度	月日	5 月 31 日	11 月 29 日	3 月 14 日	
	出席状況	20/25 人	22/24 人	23/25 人	

令和 5 年度	月日	5 月 30 日	9 月 19 日(臨時)	11 月 28 日	3 月 12 日
	出席状況	21/25 人	22/25 人	17/21 人	21/25 人
令和 6 年度	月日	5 月 31 日	9 月 13 日	11 月 29 日	3 月 14 日
	出席状況	20/25 人	17/25 人	19/25 人	17/25 人

・法人の業務、財産の状況及び理事の執行状況の監査を行うため監事 2 名を置き、その職務を寄附行為に明確にしているほか、具体的な監査内容については、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準で定めている。現在、監事は常勤 1 名及び非常勤 1 名を置いており、寄附行為、学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同実施基準に基づき業務、財産の状況及び理事の執行状況について毎年度 2 回（11 月上旬に期中監査（業務監査）、5 月上旬に期末監査（業務監査及び決算監査）が実施されている。監査はあらかじめ監事の指定した事項について調書を作成し、その調書に基づき担当理事及び担当課長等にヒアリングが実施される。その結果に基づき監査報告書が作成され、指摘された事項については、改善計画を作成の上、改善に取り組んでいる。また、法人本部監査室では、内部監査規程に基づき、日常的に法人内各学校の書面監査を中心とした監査を行うとともに、監事に対して資料の作成・提供等を行っている。【資料 6-3-6】【資料 6-3-7】【資料 6-3-8】

・監事の選任については、寄附行為第 8 条の規定に基づき、評議員会の同意を得て理事会において選任されている。

・令和 4(2022)年度から令和 6(2024)年度の 3 年間に開催された理事会及び評議員会において、監事は概ね出席している。

・法人本部においては、総務課、財務課、経営戦略室、監査室の各部署が、大学等から提出された書類について厳正なチェックを行っている。また、法人本部内においても、補助金資料、伝票等については、総務課、財務課でチェックしたものを更に監査室でチェックするなど、二重、三重のチェックを実施している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-3-5】学校法人久留米工業大学寄附行為第 26 条
【資料 6-3-6】学校法人久留米工業大学監事監査規則
【資料 6-3-7】学校法人久留米工業大学監事監査実施基準
【資料 6-3-8】学校法人久留米工業大学内部監査規程

6-4. 財務基盤と収支
①財務基盤の確立
②収支バランスの確保
③中期的な計画に基づく適切な財務運営
（1）6-4 の自己判定
「基準項目 6-4 を満たしている。」

（2）6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
6-4-①財務基盤の確立

・学納金収入に頼らない運営を図るため、外部資金の獲得に関しては、令和 3(2021)年度は、大学改革推進等補助金(デジタル活用高度専門人材育成事業) (1 件)が交付決定、令和 4(2022)年度は、私立学校施設整備費補助金整備費(ICT 活用推進事業(1 件)が交付決定、令和 5(2023)年度は、大学・高専機能強化支援事業(支援 1、支援２)が交付決定、令和 6(2024)年度は、更に私立学校施設整備費補助金整備費(ICT 活用推進事業(1 件)が交付決定しており、積極的に取り組んでいる。また寄付金についても令和 6 年より少額からの寄付に対応できるように寄付金システムを導入している。【資料 6-4-1】【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-4-1】学校法人久留米工業大学第 3 次前期実施計画書(2022 年度～2024 年度)
【資料 6-4-2】令和 5 年度事業報告書
【資料 6-4-3】令和 6 年度事業計画書

6-4-②収支バランスの確保
・収入(事業活動収入)の約 73%を占めている学納金収入は、学生確保による直接の影響を受けるもので、学生募集体制の充実などに取り組んだ結果、安定した収入の確保につながっている。また、令和元(2019)年度に収容定員の見直しを行い、更なる学生確保に努めた結果、法人全体としては、10 年連続の収入超過（大学のみでは 9 年連続の収入超過）となっている。【資料 6-4-2】【資料 6-4-3】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-4-2】令和 5 年度事業報告書
【資料 6-4-3】令和 6 年度事業計画書

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営
・本学は、法人の建学の精神（ミッション）のもと、将来の目指す姿（ビジョン）を掲げ、そのビジョンの実現のために具体的目標を策定している。「また第 3 次前期実施計画(2022 年度～2024 年度）」を策定し、経営安定化のための基礎づくりを行い、計画的な財務運営の確立に務めている。毎年、実施計画を基に検証を行い、その状況に応じて各年度の事業計画、予算編成を行っている。
・令和 3(2021) 年度に、令和 4 年度からの新たな「ビジョン」及び今後 6 年間の「第 3 次中期計画(2022 年度～2027 年度)」及び「第 3 次前期実施計画(2022 年度～2024 年度)」を策定し、それに基づいた令和 6(2024)年度の事業計画、予算編成を行った。
・予算編成は、理事会で決定した基本方針に基づき各部署から経費を事業別に整理した調書を提出させ、ヒアリングを行い、その必要性・効果・手法等を精査の上、予算委員会にて査定を行い、安定的かつ健全な財政になるよう務めている。【資料 6-4-4】【資料 6-4-5】

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-4-4】第 3 次中期計画(2022 年度～2027 年度)
【資料 6-4-5】学校法人久留米工業大学第 3 次前期実施計画書(2022 年度～2024 年度)

6-5. 会計
①会計処理の適正な実施
②会計監査の体制整備と厳正な実施
（1）6-5 の自己判定
「基準項目 6-5 を満たしている。」

（2）6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-①会計処理の適正な実施

・本学の予算は、法人全体の予算編成方針及び事業計画に基づいて編成され、理事会の承認により成立する。【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】

・本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人久留米工業大学経理規則、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則、学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則、学校法人久留米工業大学契約事務規程、学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程、学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程に基づいて会計処理を行っており、日頃の会計処理を行う上で判断できない事項については公認会計士に相談して指導・助言を受け、適正な処理に務めている。【資料 6-5-3】【資料 6-5-4】【資料 6-5-5】【資料 6-5-6】【資料 6-5-7】【資料 6-5-8】

・平成 27 年(2015)年度からは、これまで法人のみで使用していた財務会計システムが大学でも稼働となり、伝票の直接入力、データの閲覧・検索等が可能となった。法人と連携した会計処理を行うことにより、定期的な照合等が可能となり、日々不備・誤謬がないよう精査に務めている。

・予算執行については、担当者による裏付資料と政策事業調書又は経常経費調書の科目別内訳（予算明細）を確認の上、所属長、経理責任者の決裁により、法人の経理を統括する法人本部へ提出し、経理責任者の照合、決裁を受け、適正な会計処理を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】令和 6 年度予算書（理事会資料）
【資料 6-5-2】令和 6 年度事業計画書
【資料 6-5-3】学校法人久留米工業大学経理規則
【資料 6-5-4】学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則
【資料 6-5-5】学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則
【資料 6-5-6】学校法人久留米工業大学契約事務規程
【資料 6-5-7】学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程
【資料 6-5-8】学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

・本法人の会計監査は、学校法人久留米工業大学監事監査規則、学校法人久留米工業大学監事監査実施基準及び学校法人久留米工業大学内部監査規程に基づき目的に応じて監事による監事監査、公認会計士による会計監査、法人監査室による内部監査とそれぞれの立場から適時に監査を行う体制が整備され、厳正に実施している。【資料 6-5-1】【資料 6-5-2】【資料 6-5-3】

・監事監査は年 2 回(期中監査・期末監査)、学長及び事務担当者からのヒアリング等を実施し、過去の指摘事項、経営課題への取り組み状況等、大学の現状や今後の計画に沿った実効性のある監査を実施している。

・公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類等に基づく書面監査及び実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリング等、多岐にわたり実施している。

・法人監査室による内部監査は、原則、法人全ての業務活動を対象としており、科研費等公的研究費の監査も実施している。

・監事、公認会計士、法人監査室の連携については、例年監査開始前に意見交換をする等、連携を取りながら監査業務が行われ、いずれも理事会等へ報告される体制が整備されており、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】
【資料 6-5-1】学校法人久留米工業大学監事監査規則
【資料 6-5-2】学校法人久留米工業大学監事監査実施基準
【資料 6-5-3】学校法人久留米工業大学内部監査規程

[基準 6 の自己評価]
(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

・経営の規律と誠実性の確保
法人の目的や使命を「寄附行為」「学則」に明示し、建学の精神を学内外に広く浸透させている。また、理事会・評議員会・監事によるガバナンス体制を整備し、「ガバナンス・コード」の適合状況を毎年公表することで、透明性と説明責任を果たしている。

・環境・人権・安全への多面的な配慮
省エネ・創エネ型建築やリサイクル推進、ハラスメント防止規程と相談体制の整備、安全衛生委員会による危機管理体制の強化など、持続可能で安心できる教育環境づくりに継続的に取り組んでいる。

・理事会の機能的運営
定期的な理事会・常任理事会の開催により、迅速かつ適正な意思決定を実現している。学長・学校長や外部理事の参画によって、多角的な視点から議論が行われ、法人と大学の一体的な運営が実現している。

・中期計画に基づく計画的経営
第 3 次中期計画に基づく実施計画を策定し、目標管理制度を通じて課ごとの計画・成果を評価・共有する仕組みを確立している。これにより、教育研究活動と経営方針を連動させた持続的な改善が行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・理事会において、中期計画や実施計画の進捗状況を「定量的に」評価・検証する仕組みが十分とはいえず、KPI を用いた目標達成度の見える化に改善余地がある。

・環境配慮や人権尊重に関する活動は実績が蓄積してきている一方で、学生・地域社会への「発信・周知」が必ずしも十分ではなく、取組の効果を広く示す点に課題がある。

・評議員会や監事によるチェック機能は適切に機能しているが、活動内容や成果について学内外に発信する工夫が不足している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定
・進捗評価の仕組み強化

中期計画・実施計画の進捗について、KPI の設定と数値化による達成度管理を導入し、理事会での審議においてもエビデンスに基づく評価を行えるよう改善を進めている。今後は評価結果を教職員と共有し、改善サイクルを強化していく。

・情報発信の充実
環境保全・人権尊重・安全対策に関する取組実績をウェブサイトや報告書で分かりやすく公開し、学生・地域・保護者に向けた説明責任をより積極的に果たしていく予定である。

・チェック機能の実効性向上
評議員会や監事の活動内容を整理・公開することで透明性を高め、法人運営に対する学内外の信頼性を一層向上させる。また、外部理事・外部評議員の意見を経営改善に具体的に反映させる仕組みづくりを進める。